

小山市公共施設等総合管理計画

平成28(2016)年3月策定
令和 4(2022)年3月改訂

小 山 市

小山市公共施設等総合管理計画

目 次

第1章 はじめに	1
1 背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 対象範囲	3
4 計画期間	3
第2章 本市の現状と課題	4
1 人口の推移	4
(1) 総人口の推移	4
(2) 総人口と年代別人口の将来見通し	5
2 財政の状況	6
(1) 歳入・歳出の状況	6
(2) 施設関連経費	7
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	9
3 公共建築物の現状	10
(1) 公共建築物の保有状況	10
(2) 公共建築物の延床面積	11
(3) 公共建築物の耐震化	12
4 インフラ施設の現状	13
(1) インフラ施設の保有状況	13
(2) 道路	14
(3) 橋梁	15
(4) 上水道	16
(5) 公共下水道	17
(6) 農業集落排水	18
(7) 公園	19
5 土地の現状	20
6 公共施設等の改修更新費用の将来見通し	20
(1) 将来の改修更新費用の推計方法	20
(2) 公共建築物の改修更新費用の見通し	21
(3) インフラ施設の改修更新費用の見通し	22

(4)	公共建築物とインフラ施設の改修更新費用の全体の見通し	28
(5)	普通会計と公営事業会計の改修更新費用の全体の見通し	29
(6)	公共施設等の中長期的な経費の見込み	30
(7)	将来改修更新費用に関わる財政負担軽減の課題と対応方針	31
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ...		32
1	公共施設等の管理に関する基本的な方針	32
(1)	将来を見据えた課題と基本理念	32
(2)	公共施設等の管理に関する基本方針	33
2	施設類型ごとの適正管理に関する実施方針	36
(1)	公共建築物(全体)	37
(2)	公共建築物(小・中・義務教育学校)	39
(3)	公共建築物(保育所)	41
(4)	公共建築物(公営住宅)	43
(5)	道路	45
(6)	橋梁	47
(7)	上水道	49
(8)	公共下水道	51
(9)	農業集落排水	53
(10)	公園	55
3	過去に行った実績	57
(1)	新規施設	57
(2)	譲渡・取壊し等	58
第4章 計画の推進にむけて		59
1	全庁的な取り組み体制	59
2	公共施設等の質と量の最適化	61
(1)	官民連携の推進	61
(2)	公共建築物の再編計画・利活用の推進	62
3	計画の進行管理	63
用語解説		64

【計画の見方及び注意事項】

1. 図表データの基準日等について
 公共建築物については、令和3(2021)年7月末時点のデータに今後新設となる施設(小山市立豊田小学校・(仮称)大谷地区中心施設)を加えたもの、インフラ施設については、令和3(2021)年3月末時点のデータです。
2. 数値の合計について
 施設の延床面積等、小数点以下を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

第1章 はじめに

1 背景と目的

(1) 背景

本市では、人口の増加や行政需要の拡大等を背景に、昭和40年代から50年代にかけて多くの公共施設等の建設・整備を行ってきました。

これらの公共施設等は、年月の経過に伴い経年劣化や耐震性能不足等がみられ、厳しい財政状況が続く中で、適切な改修・更新等の維持管理を行い、良好な状態で保持しながら将来に引き継いでいくことが大きな課題となっています。

そのため、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要です。

このような状況のもと、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための指針となる「小山市公共施設等総合管理計画」を平成28(2016)年3月に策定しました。

本計画は、総務省の「指針」において、策定済の個別施設計画等を踏まえた見直しを行うこととする考え方が示されたことから、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)等に記載した対策の内容等を反映させた改訂を行ったものです。

(2) 目的

本計画は、「公共施設等の安全・安心を確保するとともに、公共施設等によるサービスを最適かつ持続発展可能なものとする」を目的とし、次の3つの方策の実現を目指します。

① 予防保全型の維持管理の推進

施設等に不具合が生じてから必要となる修繕等を行う「対処療法型の維持管理」の考え方から、計画的な点検・診断及び修繕等を行う「予防保全型の維持管理」への転換を推進することにより、公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来にわたり安全・安心に利用できる状態を維持します。

② 財政負担の軽減と平準化

市全体として総合的かつ計画的な対策を推進し、公共施設等の維持及び更新に要する費用の全体像を的確に把握するとともに、公共施設等の改修・更新等が集中する時期を適切に分散化することにより、財政負担の軽減と平準化を図ります。

③ 市民ニーズに応じた質と量の最適化

多様な市民ニーズに対応する公共施設等のあり方や機能の見直し等を推進するとともに、官民連携、公共建築物の再編計画や利活用及び広域的な連携等、従来の視点に捉われない取り組みを推進し、公共施設等の質と量を最適化します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「小山市総合計画」の下位計画として、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定されたものであり、平成 30(2018)年 1 月に策定した「小山市公共施設等マネジメント推進計画」や公共建築物・インフラ施設に係る個別施設計画の上位計画として位置づけます。

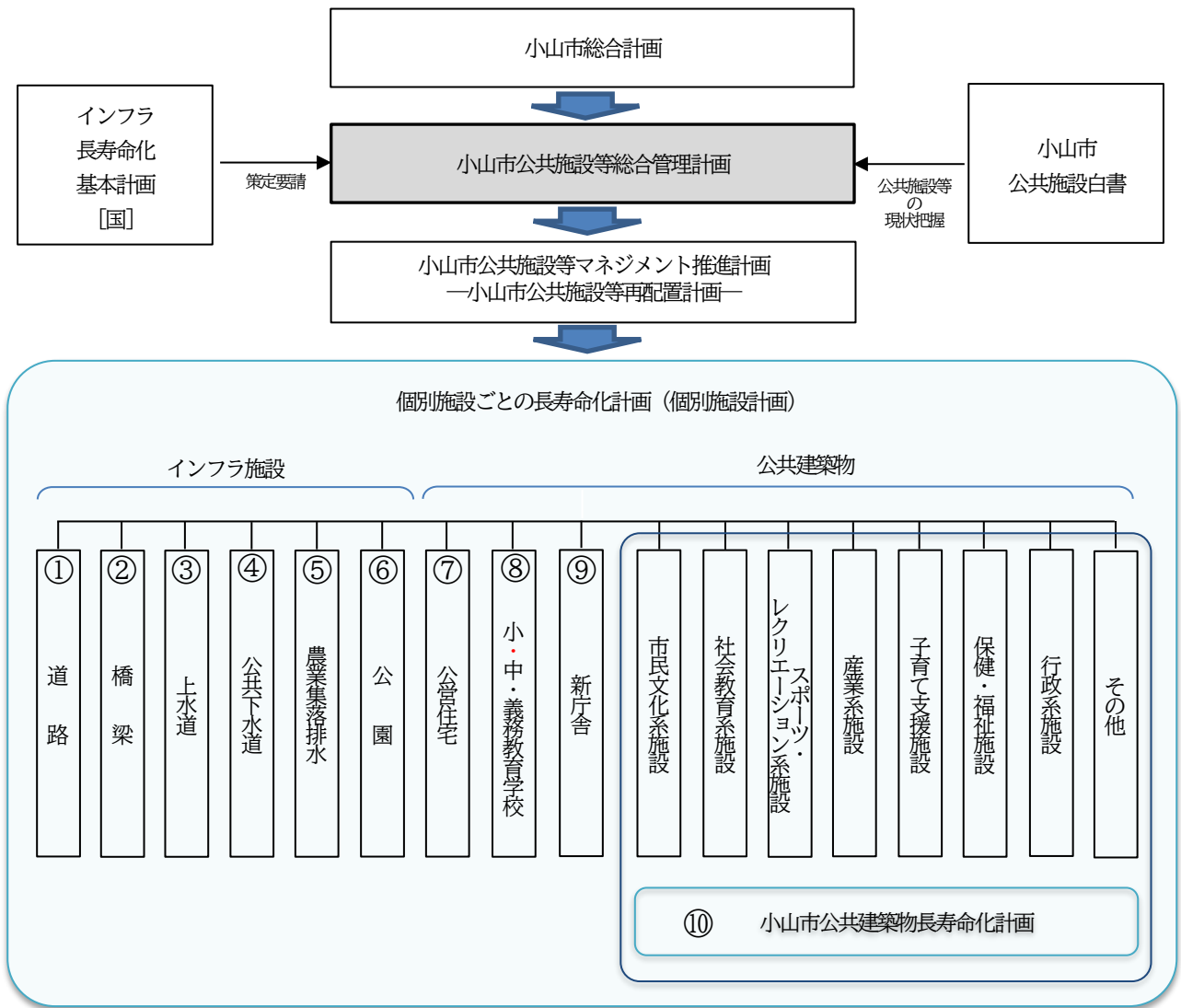


図 1-1 上位計画と本計画の位置づけ

3 対象範囲

本計画では、以下に示す施設を対象としています。

- 市が所有・管理する公共建築物 306 施設、828 棟
- インフラ施設
 - 道 路
 - 橋 梁
 - 上 水 道 (上水処理施設、配水管路)
 - 公 共 下 水 道 (下水処理施設、下水道管渠)
 - 農 業 集 落 排 水
 - 公 園 施 設 (都市公園)
- 土地 (行政財産、普通財産)

※ ただし、平成 26(2014)年 5 月に国土交通省が策定した「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に定める対象施設を参考に、次のような施設を除くものとします。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設(経年劣化によらない施設、例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設、スノーシェッド)
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗品(例えば機械操作盤、無線通信機器)
- 3) 財政にほとんど影響しない小規模の施設(渡り廊下、倉庫)等、本計画の趣旨に合わない施設

※ 土地は施設に付随するものを対象としております。

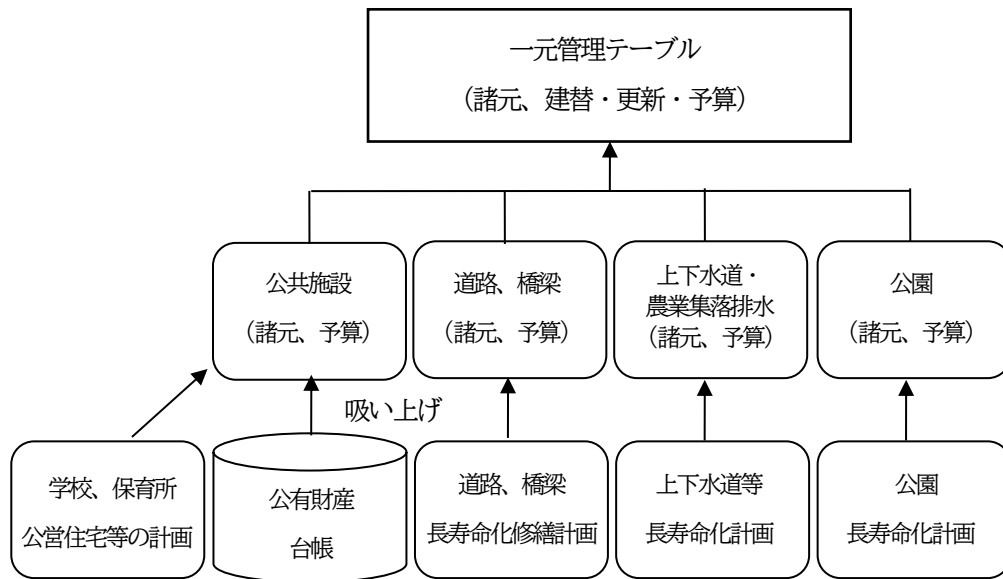


図 1-2 所管分野と対象範囲

4 計画期間

総務省の「指針」では、計画期間を「少なくとも 10 年以上」としつつ、将来人口の見通しとして 30 年程度先を見据えて公共施設等総合管理計画を策定することが望ましいとしています。

そのため、総務省の「指針」に整合した長期的な視野を持ちながら、本市で投資的経費の財政負担が多大となる更新時期に備えるため、本計画の期間を平成 28(2016)年度から令和 37(2055)年度までの 40 年間とします。

なお、本市のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合等、必要に応じて適宜見直しを行います。

第2章 本市の現状と課題

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

本市の人口は、昭和 50(1975)年から平成 27(2015)年まで増加傾向が続いており、平成 27(2015)年時点では、約 16.7 万人で推移しています。

あわせて世帯数も増加していますが、世帯人員は減少しているため、単身世帯又は核家族化が進んでいる傾向にあると考えられます。

なお、令和 2(2020)年 4 月 1 日現在、本市の人口は 167,730 人(栃木県毎月人口調査)となっています。

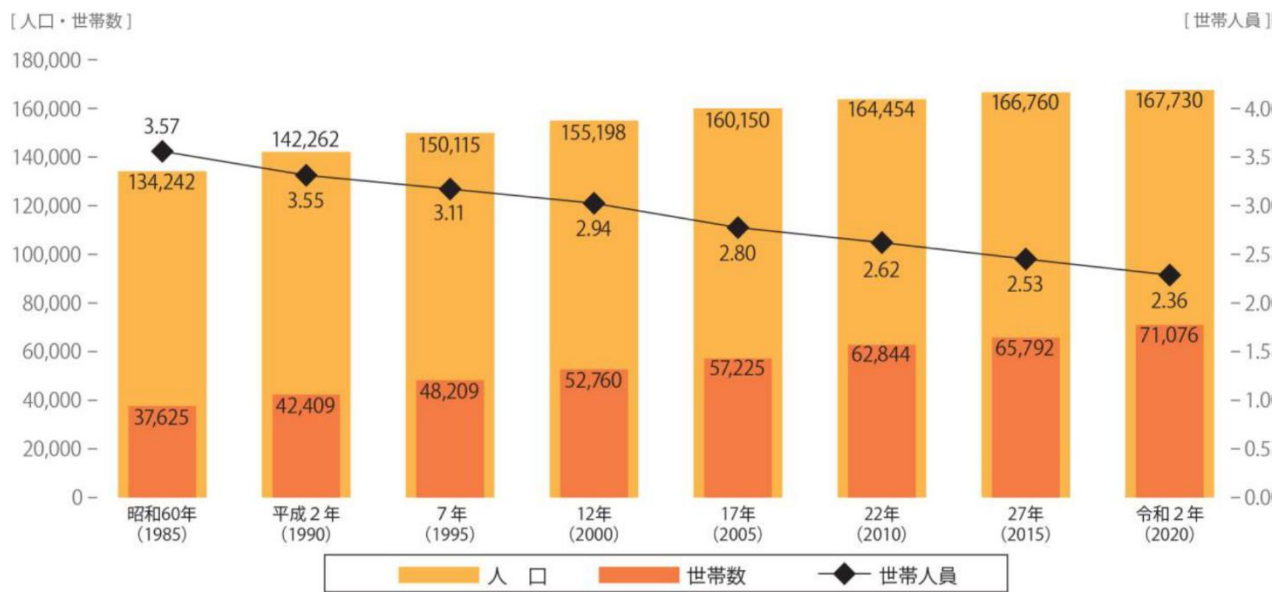


図 2-1 人口及び世帯の推移

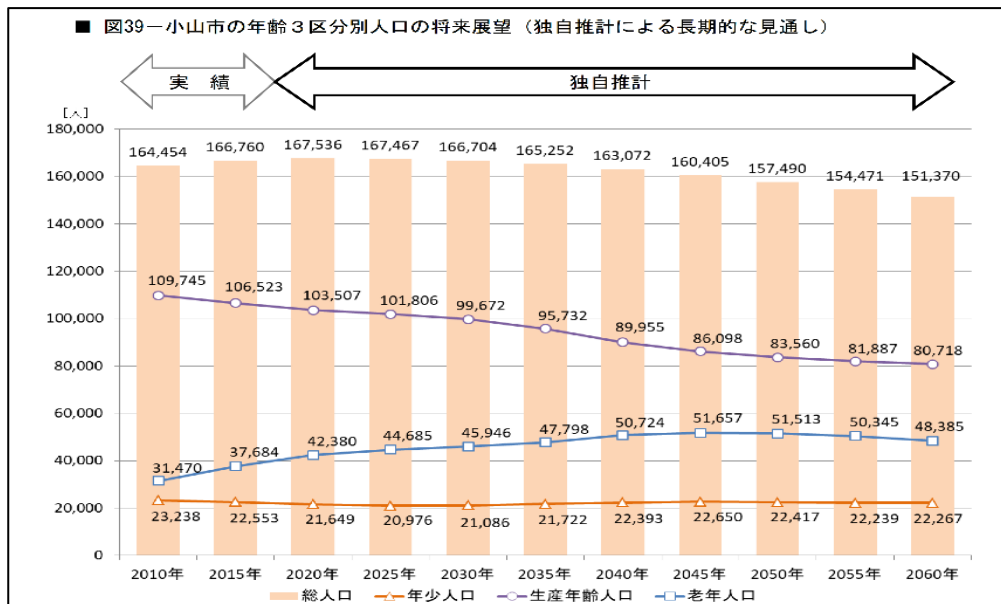
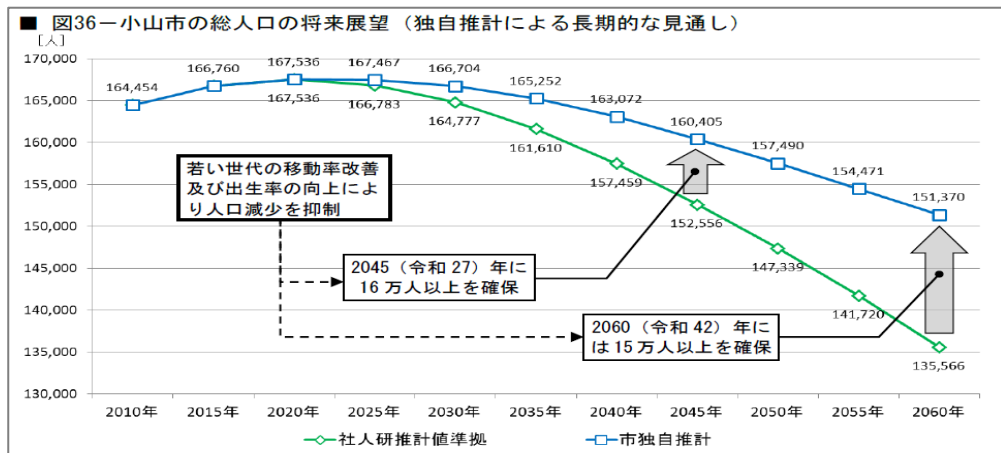
出典：第8次小山市総合計画

(2) 総人口と年代別人口の将来見通し

独自推計である「第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2(2020)年3月)」によれば、本市の総人口はゆるやかに減少していきますが、令和42(2060)年時点で国立社会保障・人口問題研究所推計では約13.6万人まで減少すると推計されているところ、約15.1万人を確保するという将来展望となっています。

平成27(2015)年度と比較をすると65歳以上の老年人口の割合は、22.6%から32.0%まで増加し、15歳から64歳までの生産年齢人口は、63.9%から53.3%まで減少、15歳未満の年少人口は、13.5%から14.7%と概ね横ばいで推移すると見込まれます。

生産年齢人口が減少し老年人口が増加することで、さらに効率的かつ着実な財政運営が求められるとともに、今後増加すると予想される公共施設等の維持管理に要する費用への対策が必要となります。



■ 表32—小山市の年齢3区分別人口の将来展望（独自推計による長期的な見通し）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口(人)	164,454	166,760	167,536	167,467	166,704	165,252	163,072	160,405	157,490	154,471	151,370
年少人口(人)	23,238	22,553	21,649	20,976	21,086	21,722	22,393	22,650	22,417	22,239	22,267
生産年齢人口(人)	109,745	106,523	103,507	101,806	99,672	95,732	89,955	86,098	83,560	81,887	80,718
老年人口(人)	31,470	37,684	42,380	44,685	45,946	47,798	50,724	51,657	51,513	50,345	48,385

図 2-2 総人口と年齢3区分別人口の将来展望

出典：第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

過去10年間、歳入はほぼ横ばいで推移していましたが、令和2(2020)年度には新庁舎建設のために地方債、新型コロナウイルス感染症対策のため国庫支出金が増加し、歳入総額は890.8億円まで増加しました。うち地方税は283.3億円となっています。同様に、歳出も過去10年間ほぼ横ばいで推移してきましたが、令和2(2020)年度における歳出総額は868.3億円で、新庁舎建設や新型コロナウイルス感染症対策のため増加しています。今後、生産年齢人口が減少し老年人口が増加することで、歳入は減少、歳出は増加することが予測され、特に歳出の抑制が求められるものです。

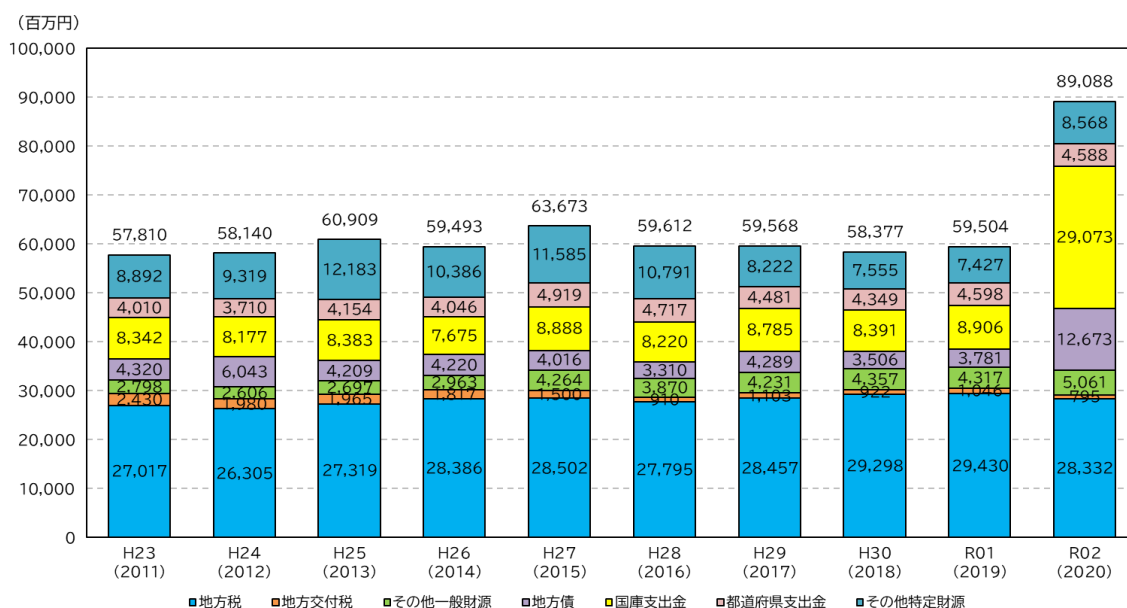


図 2-3 歳入の推移 (普通会計決算)

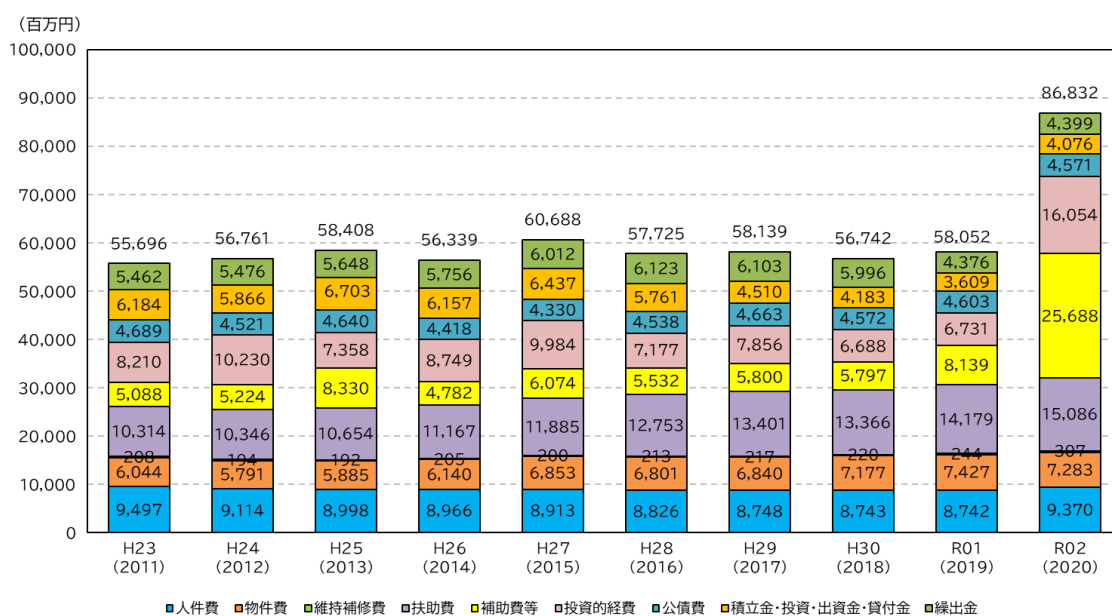


図 2-4 歳出の推移 (普通会計決算)

(2) 施設関連経費

公共施設等の改修や建設事業に要する経費(普通建設事業費・建設改良費)から、人件費・補助金・負担金を除いたものを施設関連経費として整理しますと、本市所有の公共施設等の「既存更新分」に「新規整備分」「用地取得分」も含めた直近5年度の施設関連経費(普通会計、特別会計及び公営事業会計)年平均は、約84.7億円となっています。

なお、令和2(2020)年度は新庁舎建設のため施設関連経費が大きくなっており、新庁舎建設経費は今後も恒常的に支出する経費とは考えにくいいため、本計画における直近5年度の施設関連経費年平均は、新庁舎建設経費を除いた約65.8億円とします。

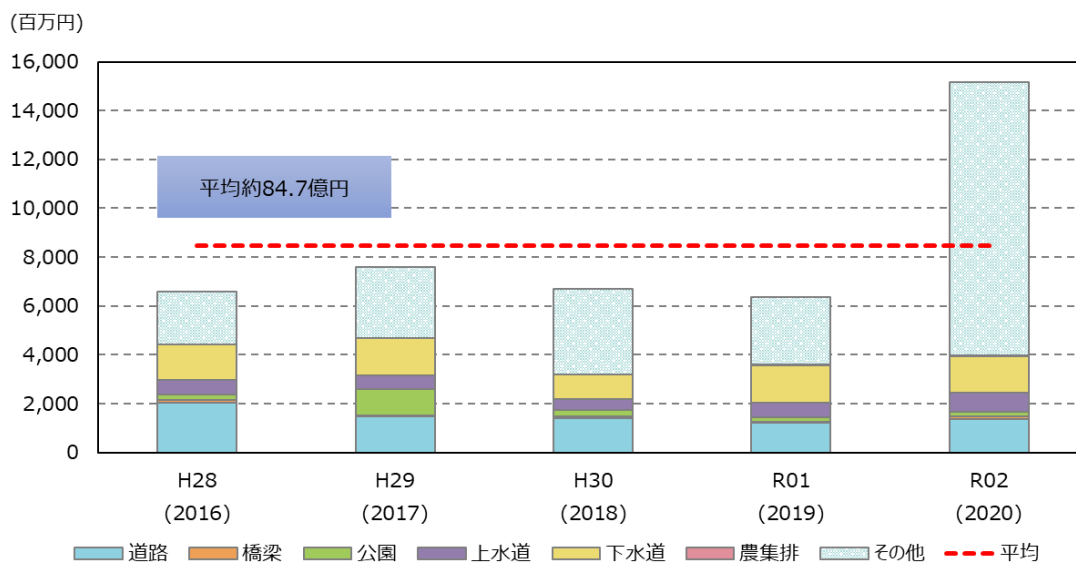


図 2-5 施設関連経費の推移

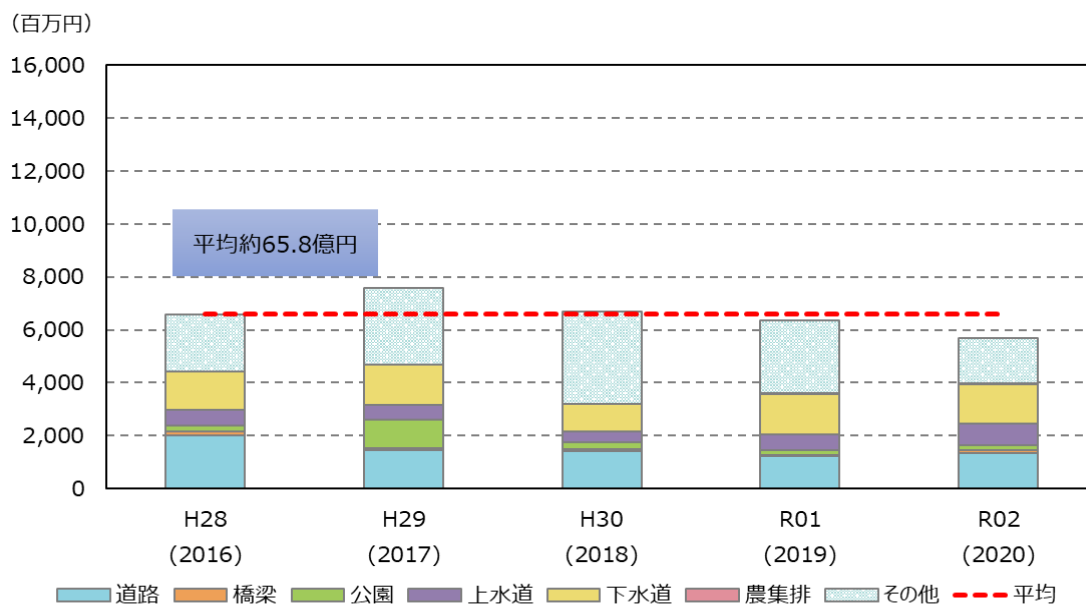


図 2-6 施設関連経費の推移 (新庁舎分を除いたもの)

施設関連経費内訳(直近5年度の年平均)

(百万円)

		新規整備	既存更新	用地取得	小計	合計	
普通会計	建築物	建築物(a)	1,279	1,274	52	2,605	2,605
	インフラ施設	道路(b)	110	945	437	1,492	1,963
		橋梁(c)	0	80	1	81	
		公園(d)	55	335	0	390	
	計(a+b+c+d)		1,444	2,634	490	4,568	4,568
公営事業 会計	建築物	建築物(e)	0	0	0	0	0
	インフラ施設	上水道(f)	431	164	0	595	2,010
		公共下水道(g)	968	405	25	1,398	
		農業集落排水(h)	3	14	0	17	
	計(e+f+g+h)		1,402	583	25	2,010	2,010
建築物計(a+e)		1,279	1,274	52	2,605	2,605	
インフラ施設計(b+c+d+f+g+h)		1,567	1,943	463	3,973	3,973	
合計(a+b+c+d+e+f+g+h)		2,846	3,217	515	6,578	6,578	

表 2-1 施設関連経費内訳

新庁舎建設経費を除く直近5年度の施設関連経費年平均約65.8億円の内訳については、「新規整備分」が約28.5億円、「既存更新分」が約32.2億円、「用地取得分」が約5.1億円となっています。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標である有形固定資産減価償却率の推移を見ると、事業用資産、インフラ資産ともに60%を超えており、取得から長く経過している資産が多くなってきていることがわかります。

直ちに対策が必要なほど老朽化しているとは限りませんが、建替えや更新等を順次検討し進めていく必要があります。

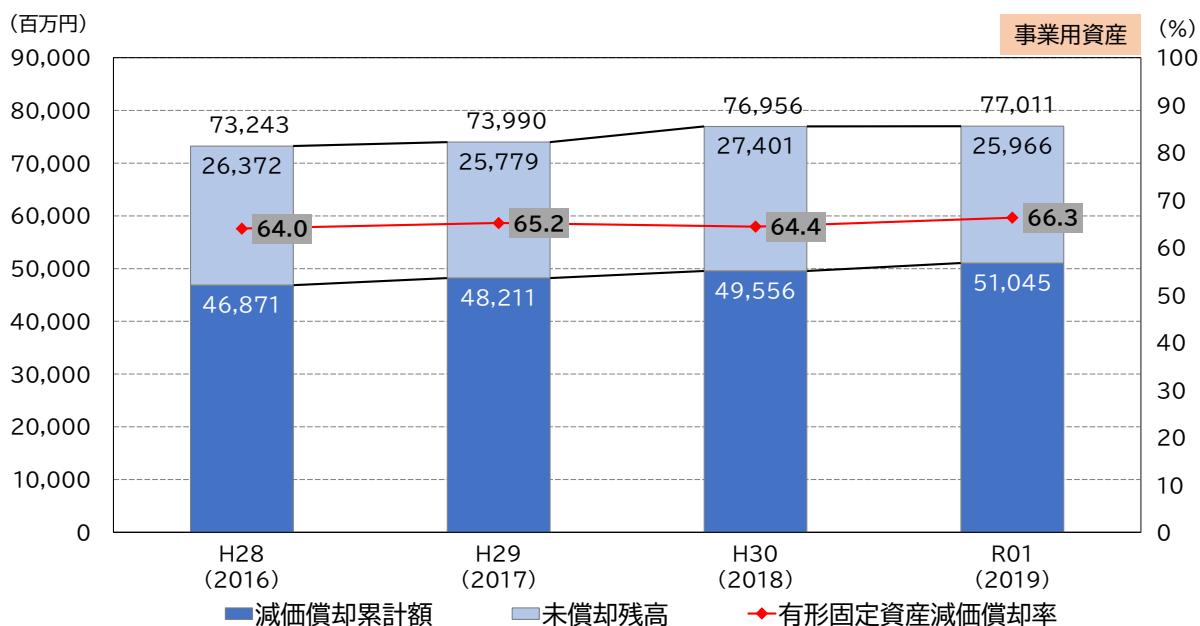


図 2-7 有形固定資産減価償却率の推移(事業用資産)

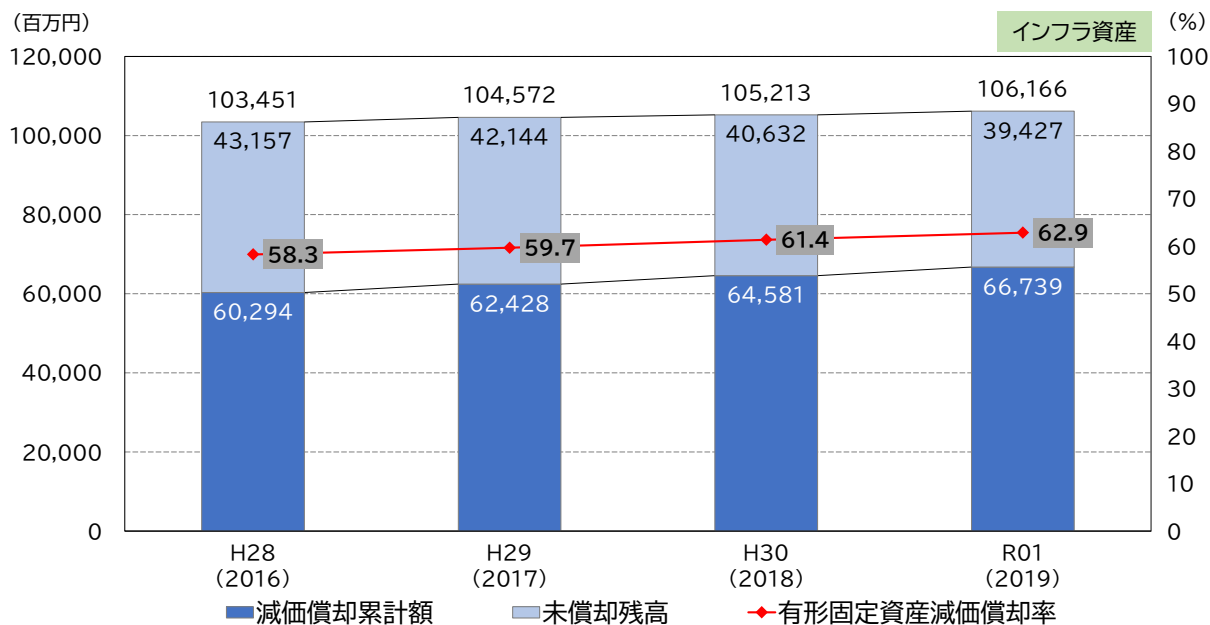


図 2-8 有形固定資産減価償却率の推移(インフラ資産)

3 公共建築物の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本市の公共建築物の数は、306 施設を保有し、棟別では 828 棟で、延床面積の合計は約 48.2 万㎡となります。

主な内訳は、学校教育系施設が47.8%、公営住宅が8.5%、庁舎等の行政系施設が7.7%、市民文化系施設が5.2%、社会教育系施設・子育て支援施設が2.3%となっています。

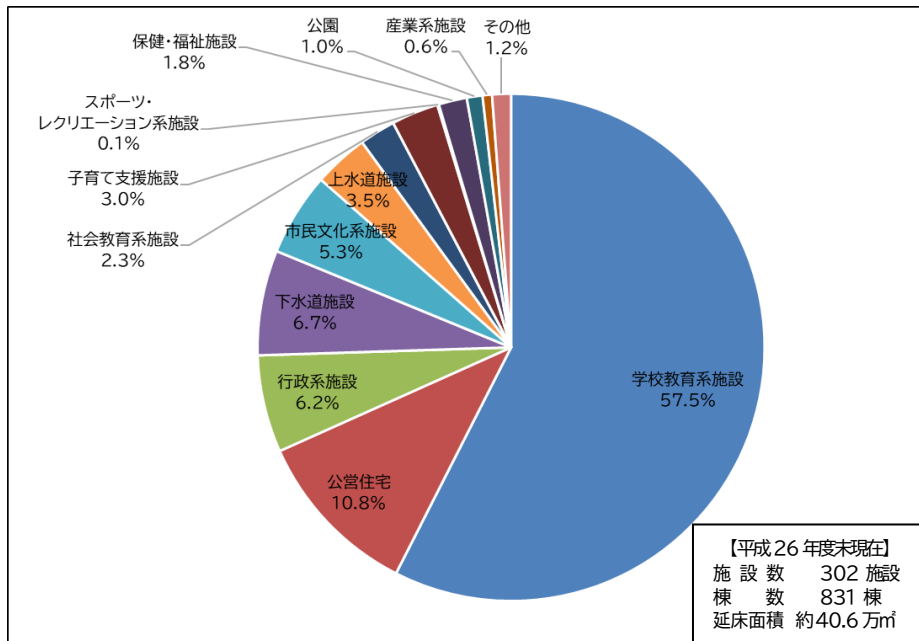


図 2-9 公共建築物の延床面積の内訳(総務省の大分類)(策定時数量)

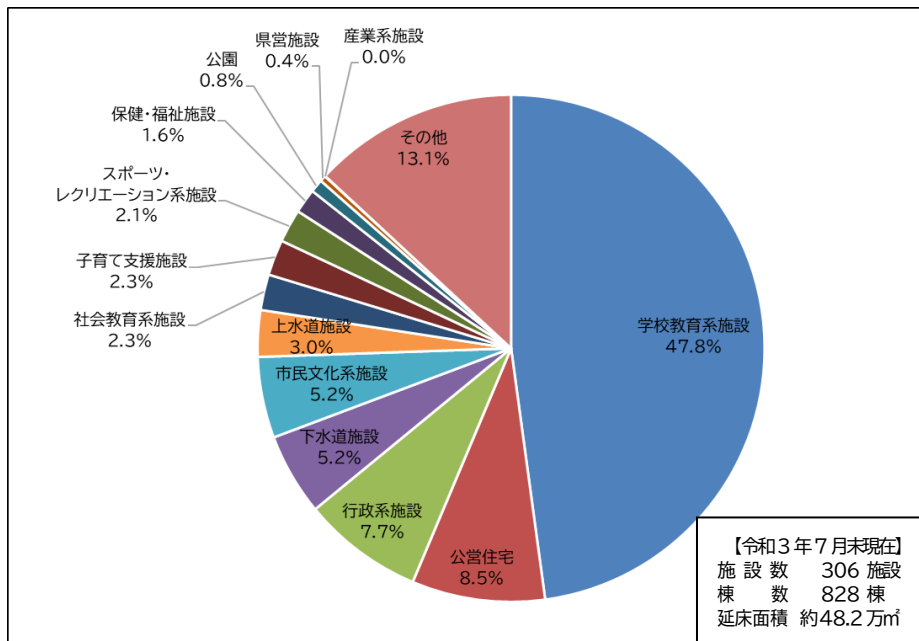


図 2-10 公共建築物の延床面積の内訳(総務省の大分類)(現在数量)

(2) 公共建築物の延床面積

現在使用している公共建築物の整備時期をみると、建築ラッシュは、昭和47(1972)年度、昭和50(1975)年度～58(1983)年度に集中しています。

その後、昭和58(1983)年度を境界に公共建築物の整備量は減少に転換し、平成7(1995)年度以降、年間1万㎡を下回っています。令和2(2020)年度には新庁舎、令和3(2021)年度には小山市立体育館や小山市立豊田小学校が整備され、令和5(2023)年度には(仮称)大谷地区中心施設を整備予定です。

これらの公共建築物は、整備された年度が集中する整備ラッシュの時期がある場合、その経過年数が進行するにつれて、更新時期も集中するため、そこで多大な改修・更新等が必要となります。

公共建築物の標準的な耐用年数の設定においては、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考にすると、建替え時期は概ね50年から80年とされており、より長く効率的に施設を活用することを目指し、従来の新築、改築を中心とした施設整備(事後保全)から、計画的な修繕・改修による施設整備(予防保全)に切り替えることで長寿命化を図り、財政負担の縮減・平準化を行う必要があります。

「小山市公共建築物長寿命化計画」等の個別施設計画で検討した、80年周期での建替えに向けた長寿命化等を行い、費用の平準化を図っていく必要があります。

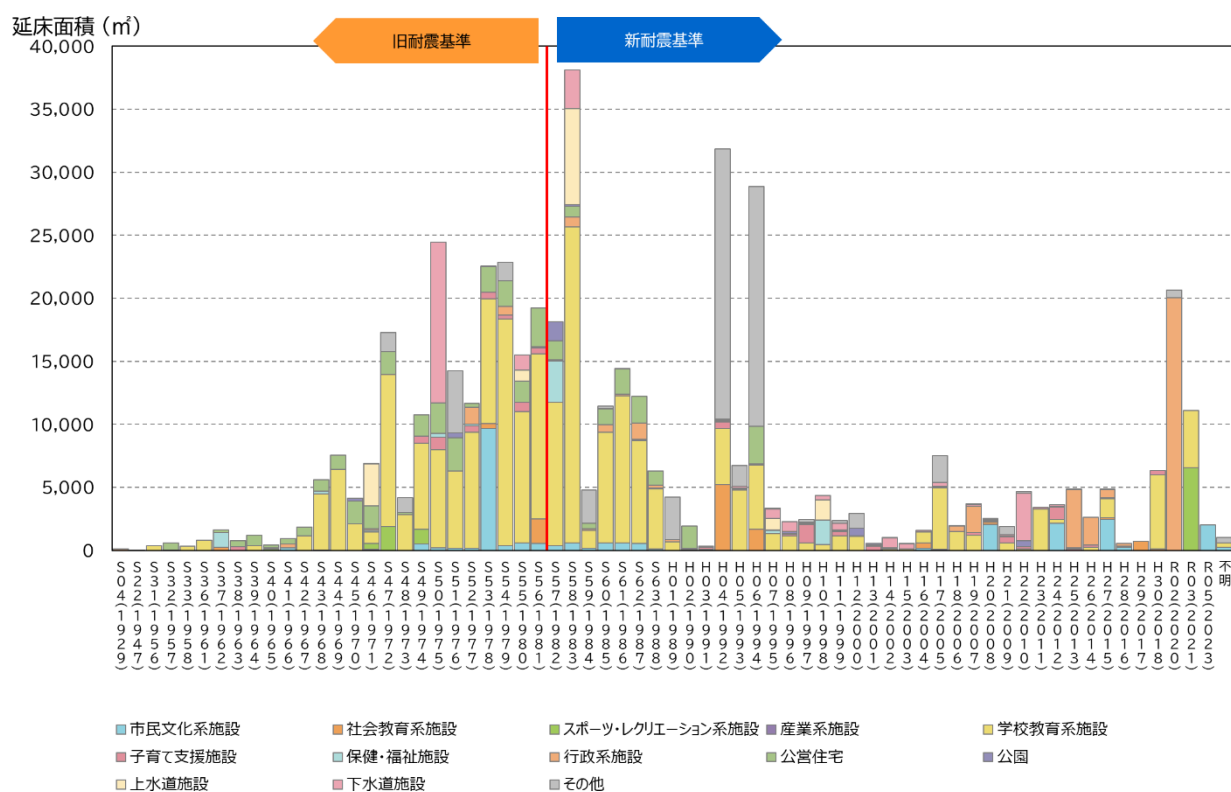


図 2-11 建築年度別の公共建築物の延床面積

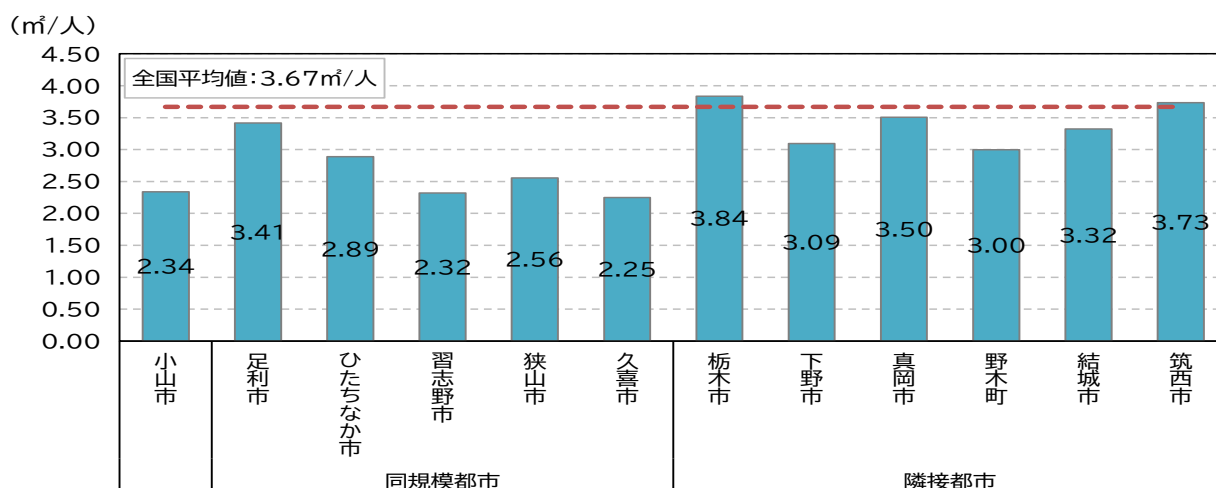
また、令和元(2019)年度公共施設状況調による行政財産建物面積と、平成27(2015)年度国勢調査人口から算出した全国1,741市区町村の人口一人当たり延床面積の平均は3.67㎡でした。

本市の一人当たり延床面積は2.34㎡であり、人口が同規模(150~175千人)の26自治体の平均は3.38㎡であることから、この水準に照らして比較すると、本市の公共建築物の総量は約69.2%に相当し、少ない状況となっています。

公共建築物の総量が、人口が同規模の自治体より少ないことは、これまで本市が公共建築物への投資を抑制してきた結果ともいえます。

一方、本市の人口増加の基調と平成の建築整備量が一定であることを踏まえると、人口の伸びに公共建築物の整備量が平均水準に届いていないともいえます。

今後は、現状の市民の利用実態や満足度の意識を評価するとともに、将来の人口動態を見据えた公共建築物の適正配置が課題となります。



※行政財産建物面積は令和元(2019)年度公共施設状況調(総務省)によるものです。
 ※人口は平成27(2015)年度国勢調査(総務省統計局)によるものです。

図 2-12 人口一人当たり公共建築物延床面積の都市間比較

(3) 公共建築物の耐震化

昭和56(1981)年以前に建設された旧耐震基準による施設は、令和2(2020)年度末で全体の50.8%を占めています。

市有建築物の耐震化については、「小山市建築物耐震改修促進計画」に基づき推進していますが、令和3(2021)年度に改訂した「小山市建築物耐震改修促進計画(三期計画)」では、令和2(2020)年度末での耐震化率は、小・中・義務教育学校については100%、その他の庁舎等の特定建築物を含めると93.8%、また、特定建築物以外の防災上重要な建築物等を含めると90.8%となっています。

今後も、必要となる建築物の耐震診断及び耐震改修事業を推進することが必要となります。

4 インフラ施設の現状

(1) インフラ施設の保有状況

本市が所管する主要なインフラ施設の現状は、以下の通りです。

分類	単位	策定時数量	現在数量	差分
道 路	路 線 数(本)	3,694	3,915	221
	延 長(m)	1,384,158	1,430,107	45,949
橋 梁	箇 所 数(箇所)	457	461	4
	延 長(m)	4,641	4,687	46
上 水 道	管 路 延 長(m)	912,131	984,040	71,909
公共下水道	管 渠 延 長(m)	633,041	674,875	41,834
農業集落排水	延 長(m)	190,730	190,730	0
公 園	都市公園数(箇所)	162	167	5
	面 積(m ²)	1,373,753	1,488,977	115,224

表 2-2 インフラ施設の保有状況

これらのインフラ施設は、整備された年度が集中する整備ラッシュの時期がある場合、その経過年数が進行するにつれて、更新時期も集中するため、そこで多大な改修・更新等が必要となります。

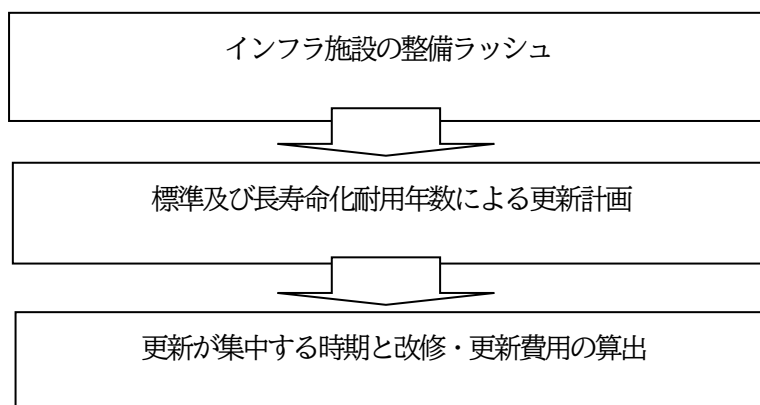


図 2-13 インフラ施設の改修更新の把握イメージ

(2) 道路

道路の整備年次は毎年であり、幹線・環状道路から生活道路まで、長期的視野に立った「小山市総合都市交通計画」に基づき、都市基盤の充実や開発等による土地利用を考慮した上で計画的かつ効率的な道路整備を行っております。整備延長が多い平成4(1992)年度は城南第二、間々田東部、犬塚、城北地区の土地区画整理事業地内の区画道路の市道認定を行ったことによるものです。

本市では、平成29(2017)年度に「第2次道路修繕5ヵ年計画」を策定しています。

今後、この既定計画による修繕事業を推進して、道路の長寿命化と費用の平準化を実現することが必要です。

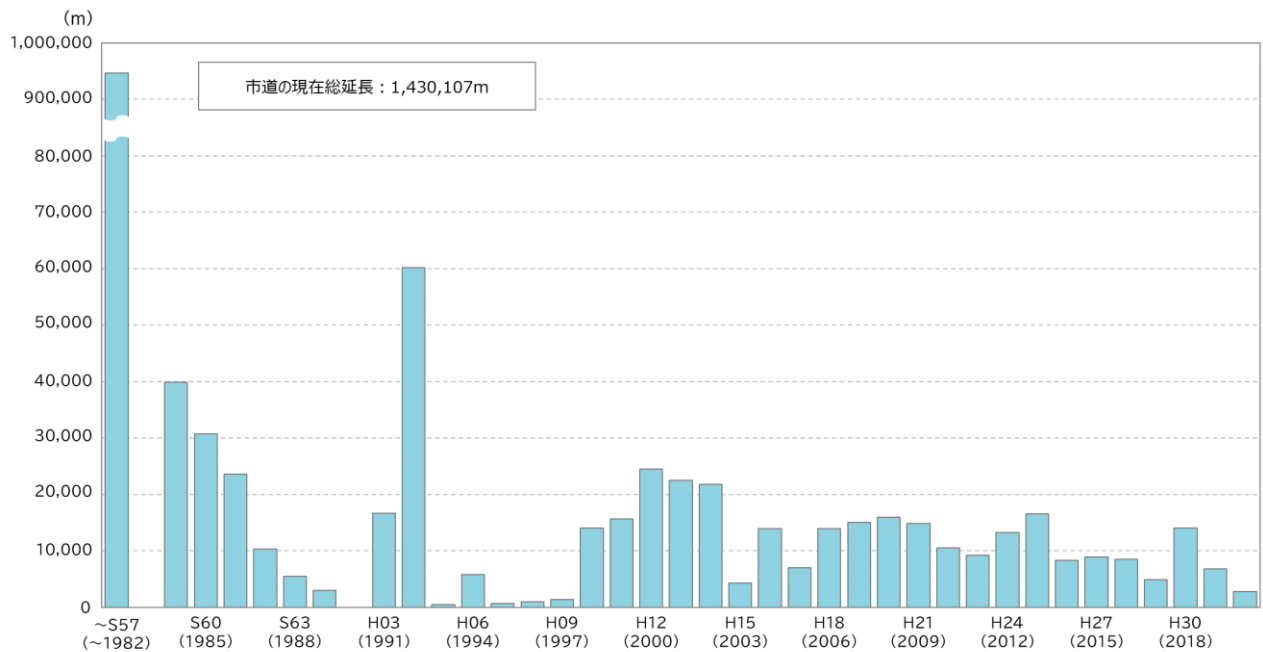


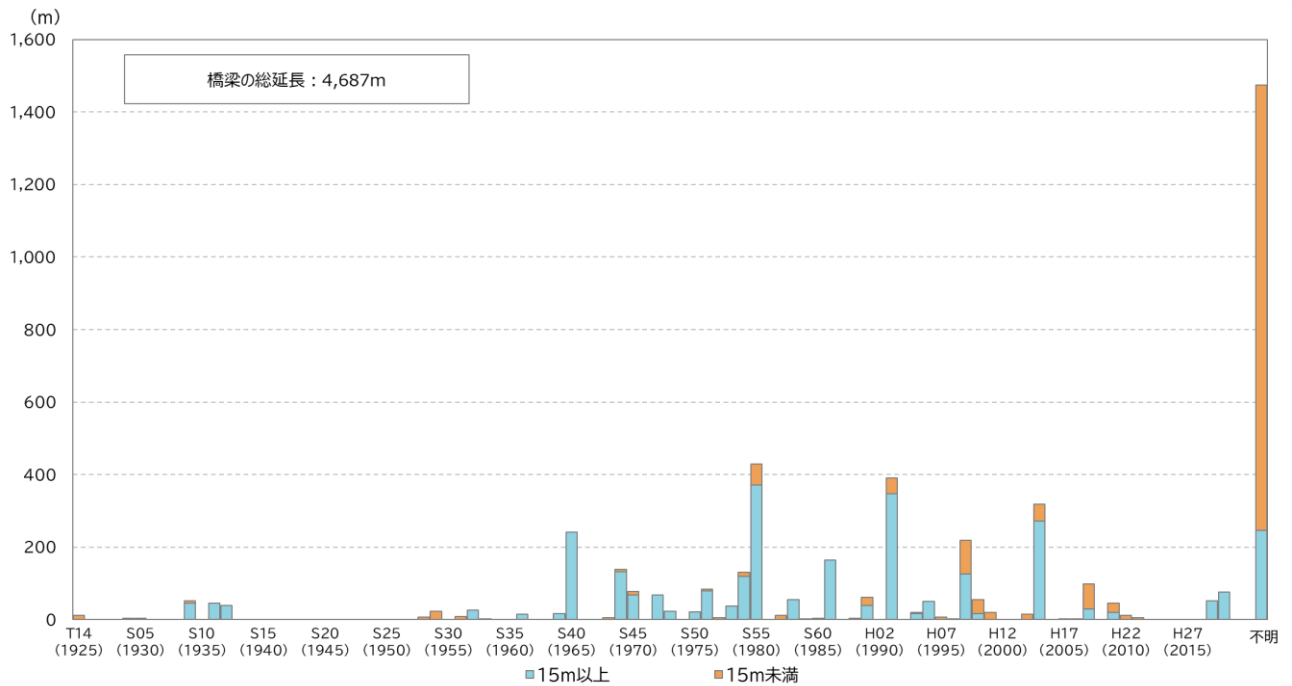
図 2-14 道路 年度別市道整備延長の推移

(3) 橋梁

橋梁の整備年次は、各年代に分散していますが、整備延長が多い年度は、昭和40(1965)年の稲葉郷等のJR跨線橋、昭和55(1980)年の島田橋、平成3(1991)年石ノ上橋等の大規模な橋が整備されたことによるものです。

本市では、平成31(2019)年3月に「小山市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。

今後、この既定計画による予防保全のための修繕事業を推進して、橋梁の長寿命化を実現することが必要です。



(※ 不明：昭和56(1981)年3月に市道認定を行った路線の橋梁のうち架設年次不明の橋梁を計上したもの)

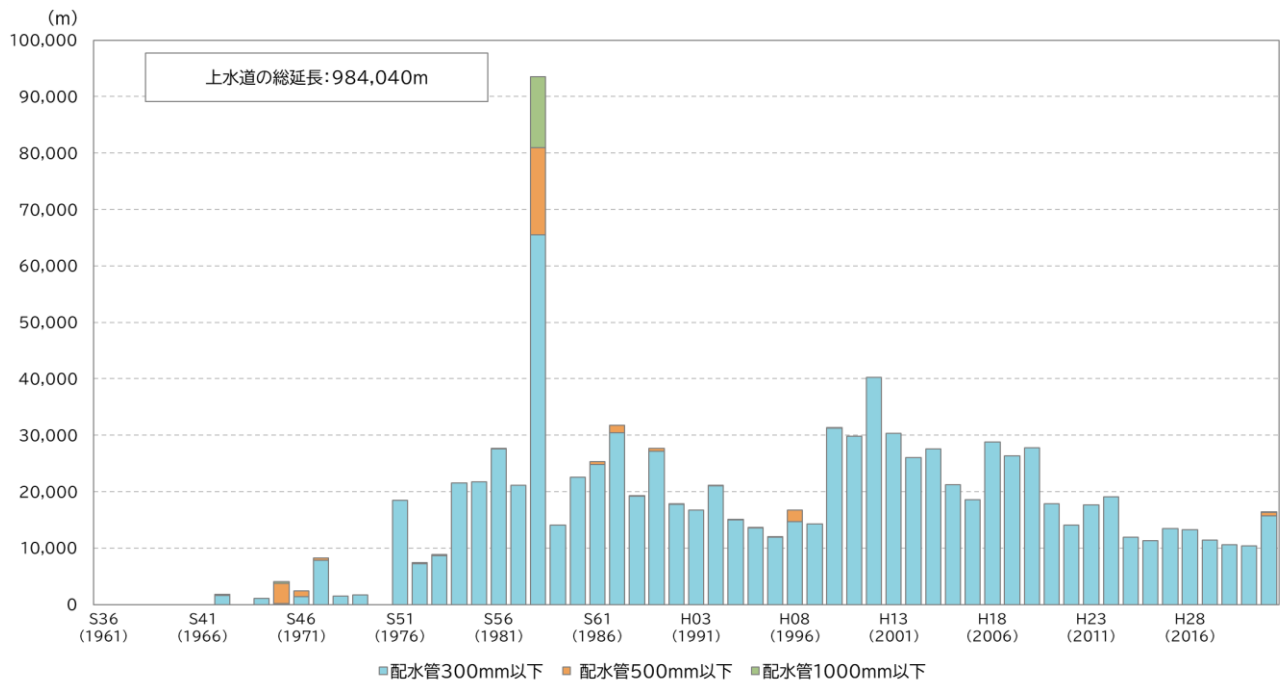
図 2-15 橋梁 年度別整備延長

(4) 上水道

上水道の整備年次は、固定資産台帳のデータによると、昭和 58(1983)年に整備延長のピークがありますが、昭和 51(1976)年以降、毎年約 20km ずつの安定した整備量に平準化されています。

本市では、平成 31(2019)年 2 月に「小山市水道ビジョン」を策定しています。

今後、この既定計画による管路の耐震化及び長寿命化を実現するとともに、集中する更新時期を平準化することが必要です。



(※ 昭和 58(1983)年の整備延長：第 3 次拡張事業(5 ヶ年事業)分の実績を一度に計上したため)

図 2-16 上水道 年度別整備延長

(5) 公共下水道

公共下水道の整備年次は、昭和 54(1979)年以降、その整備量が右肩上がりに増加し、平成 12(2000)年をピークに毎年約 15km ずつの水準に抑えられています。

公共下水道の整備ラッシュは、第一次の平成 3(1991)年、第二次の平成 12(2000)年に生じています。

本市では、平成 23(2011)年度に、昭和 59(1984)年に供用開始し、経年劣化が見られる扶桑処理区の水処理センターを対象に、「小山市扶桑水処理センター長寿命化計画」を策定し、長寿命化の取り組みに着手しました。

更に、平成 29(2017)年度に、「小山市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、小山水処理センターの改築更新に着手しました。

この他、同じ時期に供用開始した小山処理区の公共下水道として、中央汚水中継ポンプ場(昭和 61(1986)年供用開始)、神鳥谷汚水中継ポンプ場(昭和 60(1985)年供用開始)、城北汚水中継ポンプ場(平成元(1989)年供用開始)等を保有しています。

今後は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道ストックマネジメント支援制度及び下水道長寿命化支援制度の運用について」(平成 28(2016)年 4 月)に準拠して、公共下水道の長寿命化を推進することが必要です。

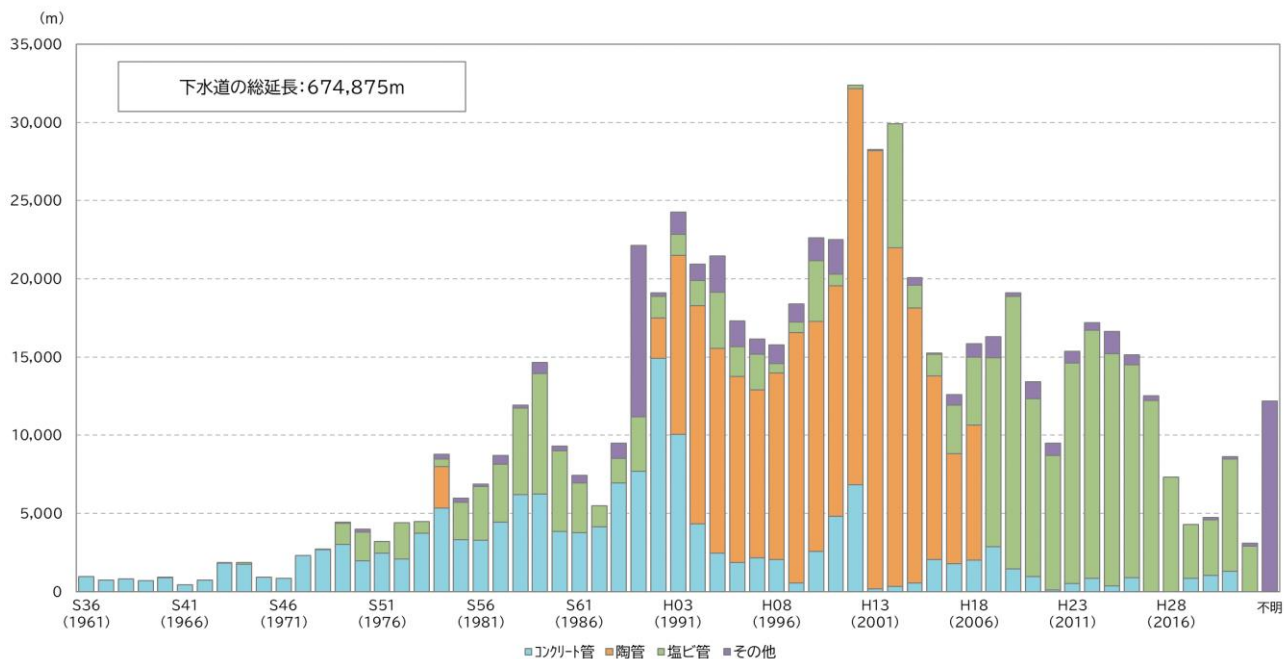


図 2-17 公共下水道 年度別整備延長

(6) 農業集落排水

農業集落排水の整備年次は、平成 3(1991)年から平成 24(2012)年までの 22 年間に集中しており、平成 25(2013)年から令和 2(2020)年度までの 8 年間に新規整備はありません。

今後は、令和 2(2020)年 2 月に策定した「小山市農業集落排水事業最適整備構想」に基づき、機能保全コストの平準化や縮減に向けた取り組みを実施し、最適化を図っていくことが必要です。

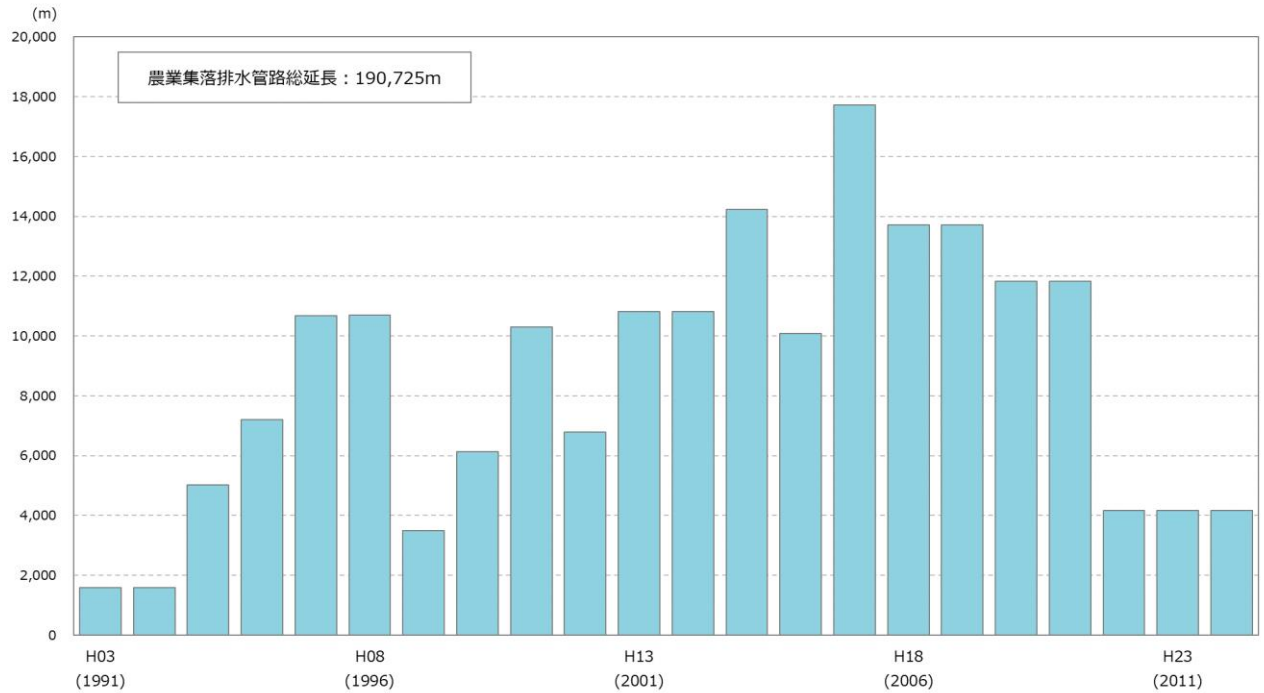


図 2-18 農業集落排水 年度別整備延長

(7) 公園

都市公園の整備年次は、昭和 51(1976)年度から継続的に整備が行われてきていますが、特に昭和 61(1986)年度、平成 12(2000)年度、平成 17(2005)年度、平成 25(2013)年度に集中して整備が行われてきました。

今後は、「小山市公園施設長寿命化計画(第3回)」に基づき、長寿命化を推進することが必要です。

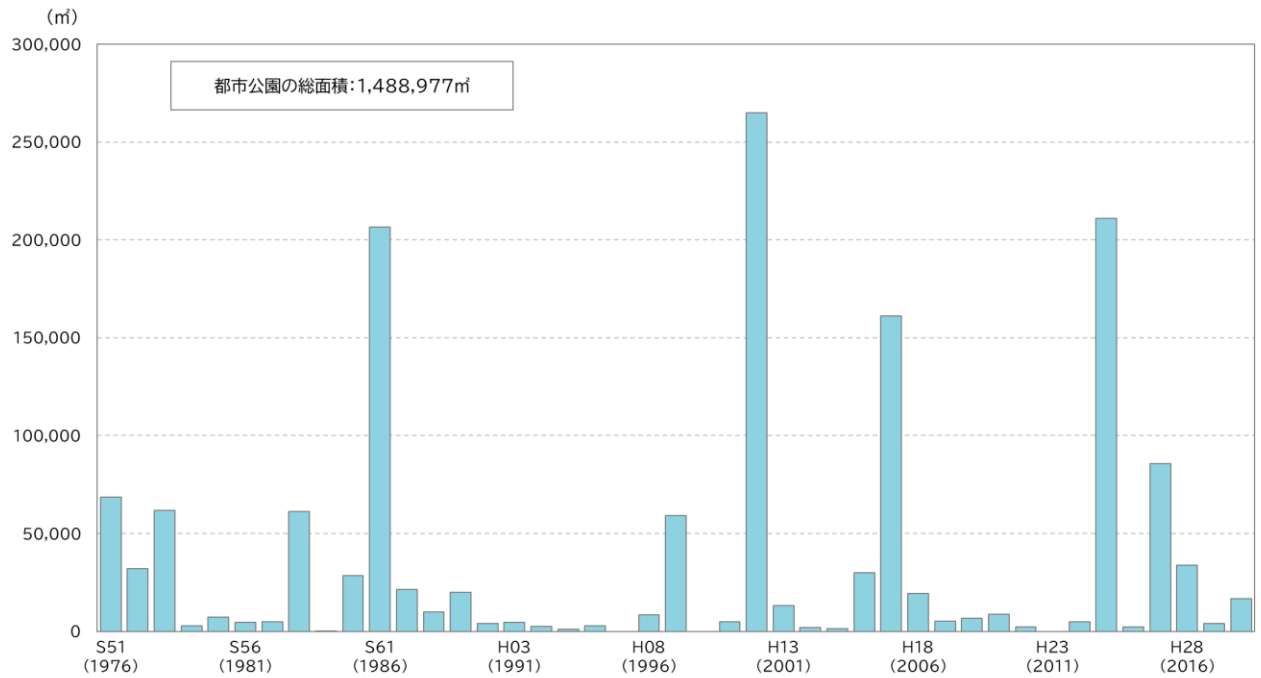


図 2-19 公園 年度別整備面積

5 土地の現状

本市が所有する土地は、令和2(2020)年度末現在で約358.1万㎡あり、このうち、約317.0万㎡が行政財産、約41.1万㎡が普通財産となっています。推移を見ると、平成29(2017)年度に取得した、他市町との共有である栃木県南地方卸売市場の分で、普通財産の土地が増加しています。

また、令和元(2019)年度に横倉市営住宅跡地及び東部第二工業団地売却予定地を普通財産に移行したことにより公共用財産が減少し、普通財産が増加しています。

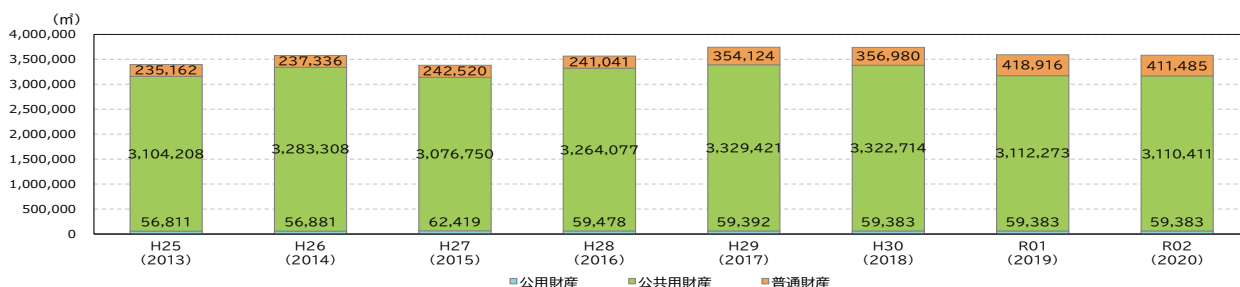


図 2-20 土地の推移

6 公共施設等の改修更新費用の将来見通し

(1) 将来の改修更新費用の推計方法

更新費用の推計については、以下の条件又は各個別施設計画等により推計された値を使用しています。

【試算条件又は引用元情報】	
(A) 個別施設計画等	
【公共建築物】	
公営住宅	「小山市公営住宅等長寿命化計画」
学校	「小山市学校施設長寿命化計画」
新庁舎	「小山市役所新庁舎建設基本計画」
その他の公共建築物	「小山市公共建築物長寿命化計画」
【インフラ施設】	
道路	「第2次道路修繕5カ年計画」
橋梁	「小山市橋梁長寿命化修繕計画」
公園	「小山市公園施設長寿命化計画(第3回)」
上水道	「小山市水道ビジョン」
公共下水道	「小山市公共下水道事業経営戦略」 「小山市公共下水道ストックマネジメント計画」
農業集落排水	「小山市農業集落排水処理施設最適整備構想」
(B) その他	
【公共建築物】	
上水道	「旧水道庁舎に係る維持管理費」
市立体育館他	「試算ソフト」

(2) 公共建築物の改修更新費用の見通し

公共建築物について、「小山市公共建築物長寿命化計画」と各所管で作成した個別施設計画等での試算結果を取りまとめると、令和 4(2022)年度～令和 37(2055)年度までの 34 年間で約 841.0 億円の費用が必要となる見通しとなりました。

なお、令和 2(2020)年度については大きく突出した形になっていますが、これは新庁舎の整備によるものであり、令和 3(2021)年度は小山市立体育館、令和 5(2023)年度は(仮称)大谷地区中心施設等といった大規模な施設の整備が集中したことによるものとなっています。

長寿命化を行わず、耐用年数経過時に単純更新するとした場合、上記と同じ 34 年間で約 1,176.5 億円が必要となる見通しであったことから、個別施設計画等に基づいた整備により、34 年間で約 335.5 億円の縮減が見込まれます。

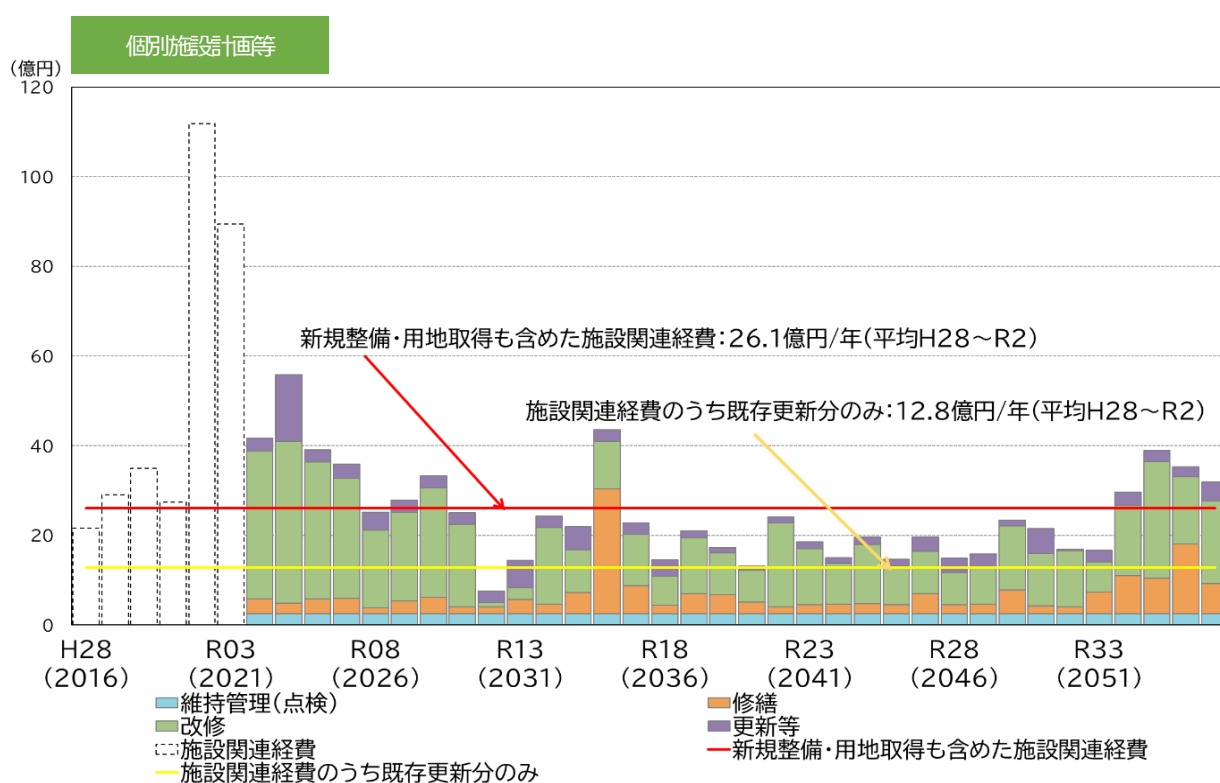


図 2-21 公共建築物の更新費用試算

(3) インフラ施設の改修更新費用の見通し

道路について、「第2次道路修繕5ヵ年計画」で試算した結果を取りまとめると、令和4(2022)年度～令和37(2055)年度までの34年間で約527.0億円の費用が必要となる見通しとなりました。

長寿命化を行わず、耐用年数経過時に単純更新するとした場合、上記と同じ34年間で約534.5億円が必要となる見通しであったことから、個別施設計画等に基づいた整備により、34年間で約7.5億円の縮減が見込まれます。

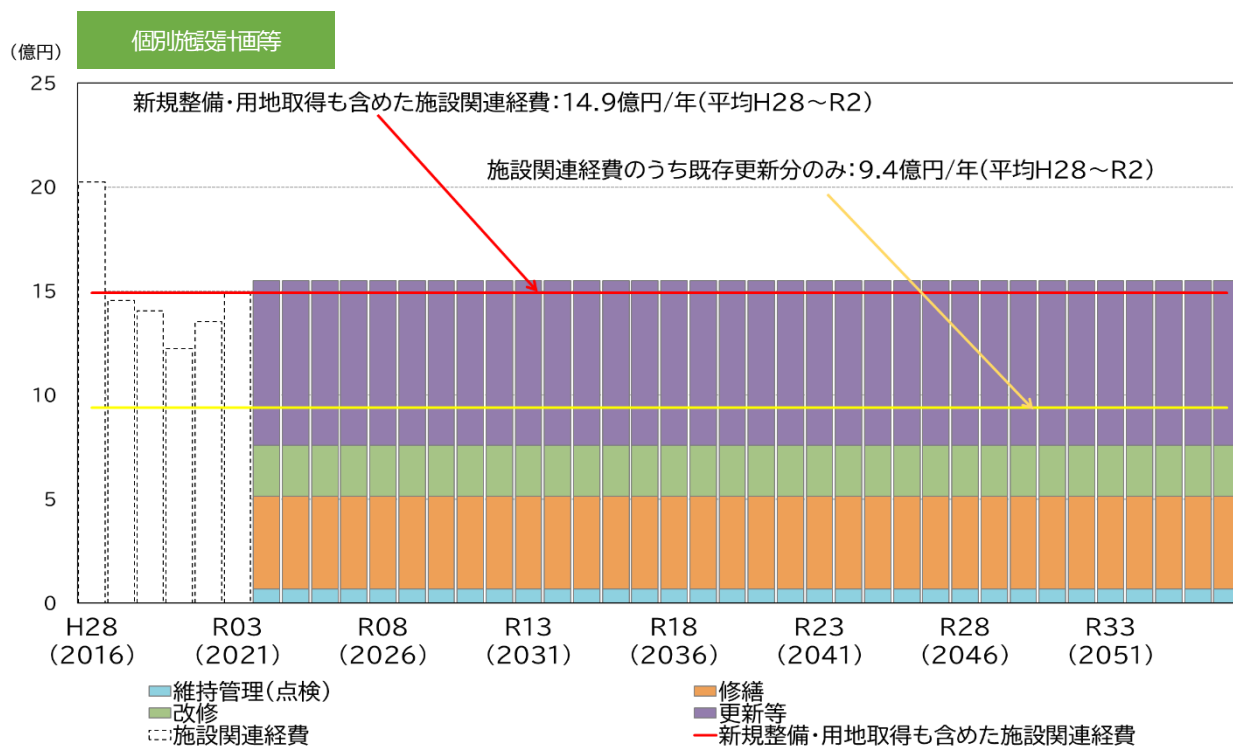


図 2-22 道路の更新費用試算

橋梁について、「小山市橋梁長寿命化修繕計画」で試算した結果を取りまとめると、令和4(2022)年度～令和37(2055)年度までの34年間で約35.7億円の費用が必要となる見通しとなりました。

長寿命化を行わず、耐用年数経過時に単純更新するとした場合、上記と同じ34年間で約76.8億円が必要となる見通しであったことから、個別施設計画等に基づいた整備により、34年間で約41.1億円の縮減が見込まれます。

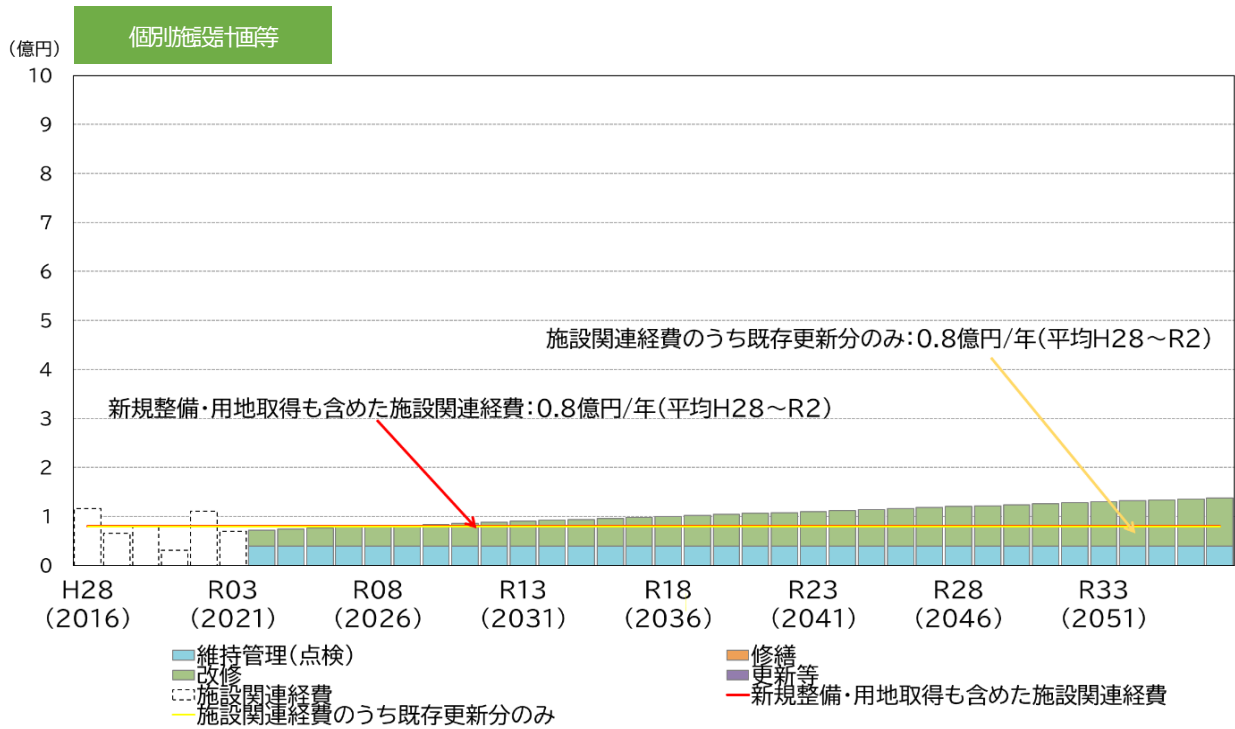


図 2-23 橋梁の更新費用試算

上水道について、「小山市水道ビジョン」で試算した結果と「旧水道庁舎に係る維持管理費」の試算額を取りまとめると、令和4(2022)年度～令和37(2055)年度までの34年間で約673.5億円の費用が必要となる見通しとなりました。

長寿命化を行わず、耐用年数経過時に単純更新するとした場合、上記と同じ34年間で約1,011.2億円が必要となる見通しであったことから、個別施設計画等に基づいた整備により、34年間で約337.7億円の縮減が見込まれます。

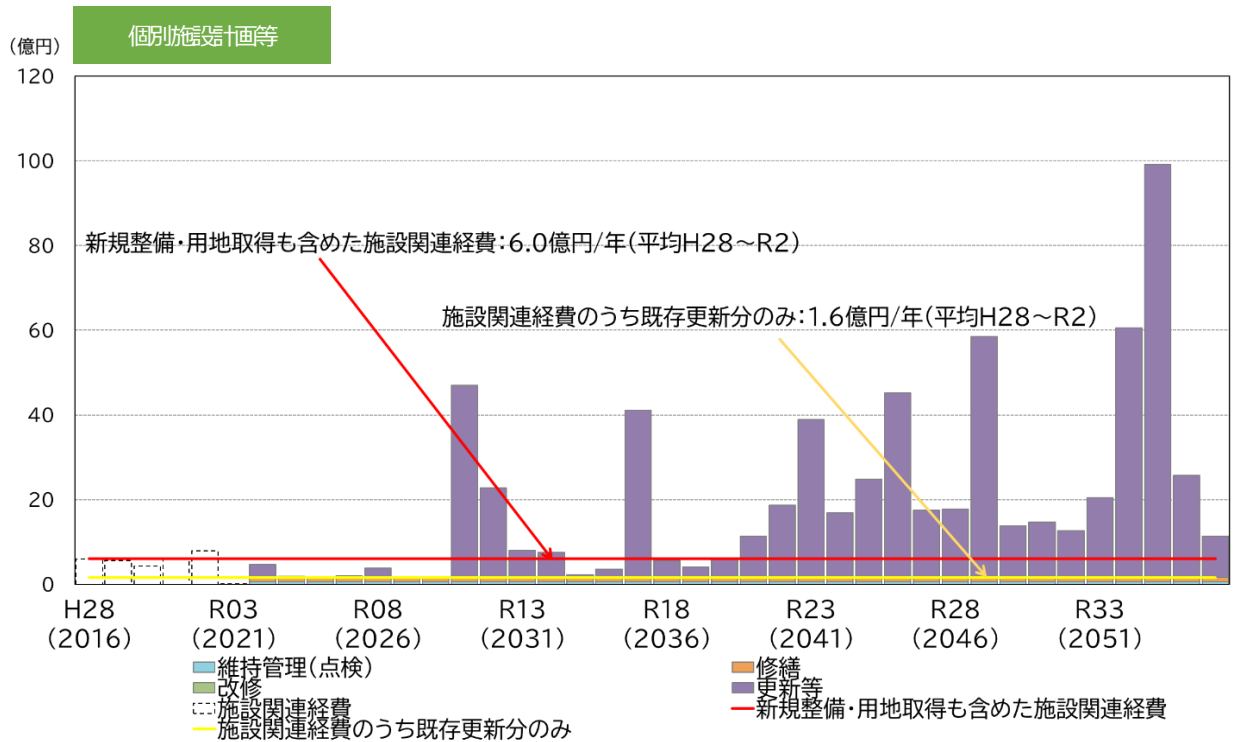


図 2-24 上水道の更新費用試算

公共下水道について、「小山市公共下水道事業経営戦略」「小山市公共下水道ストックマネジメント計画」で試算した結果を取りまとめると、令和4(2022)年度～令和37(2055)年度までの34年間で約591.6億円の費用が必要となる見通しとなりました。

長寿命化を行わず、耐用年数経過時に単純更新するとした場合、上記と同じ34年間で約739.3億円が必要となる見通しであったことから、個別施設計画等に基づいた整備により、34年間で約147.7億円の縮減が見込まれます。

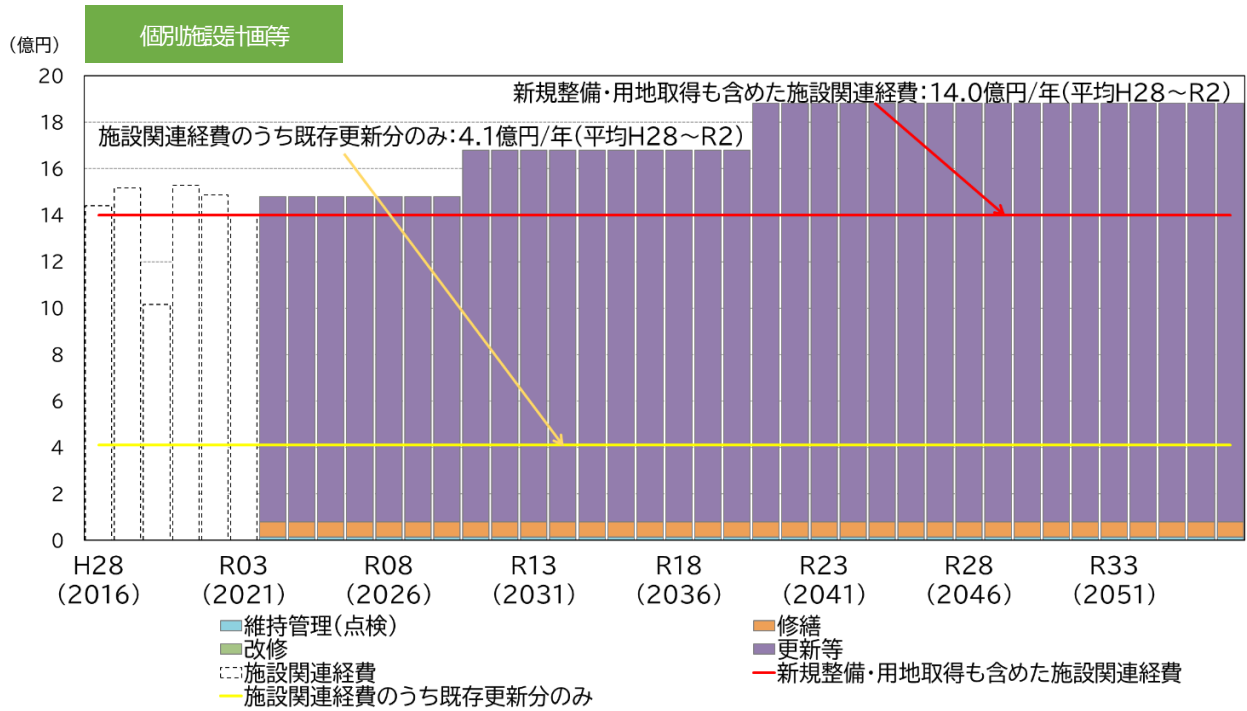


図 2-25 公共下水道の更新費用試算

農業集落排水について、「小山市農業集落排水処理施設最適整備構想」で試算した結果を取りまとめると、令和4(2022)年度～令和37(2055)年度までの34年間で約52.6億円の費用が必要となる見通しとなりました。

長寿命化を行わず、耐用年数経過時に単純更新するとした場合、上記と同じ34年間で約60.3億円が必要となる見通しであったことから、個別施設計画等に基づいた整備により、34年間で約7.7億円の縮減が見込まれます。

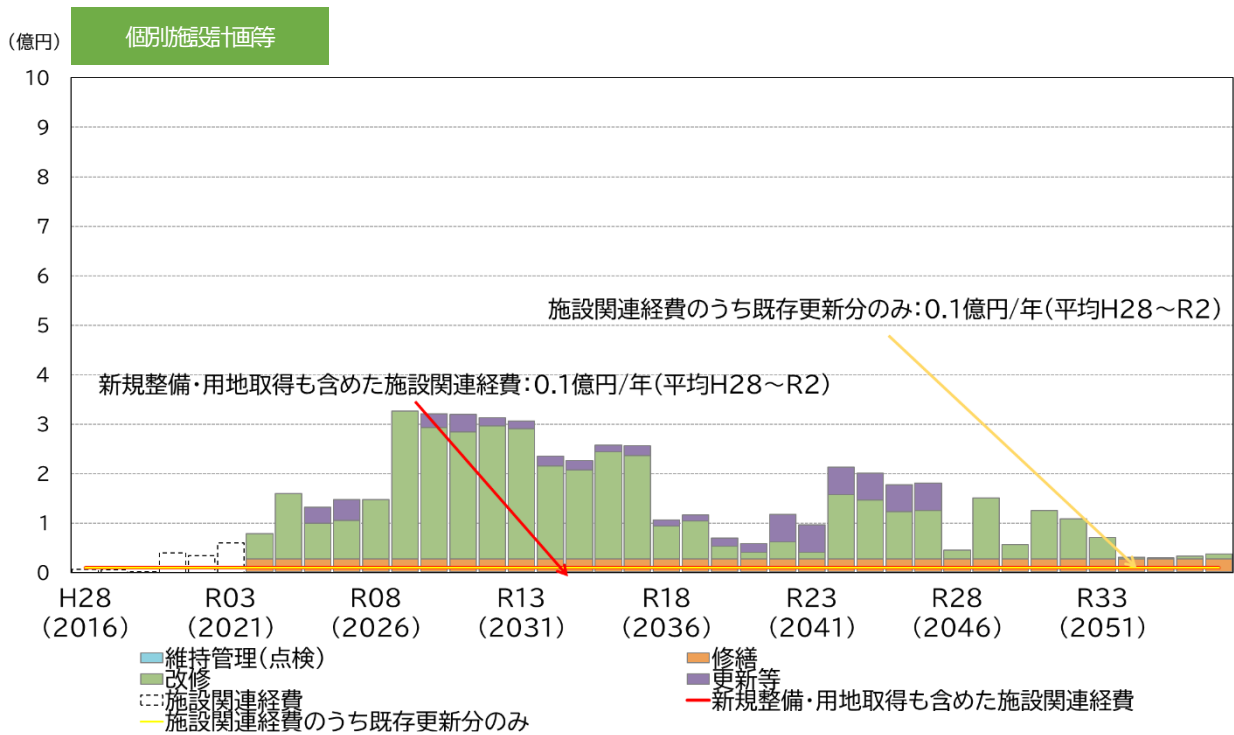


図 2-26 農業集落排水の更新費用試算

公園について、「小山市公園施設長寿命化計画(第3回)」で試算した結果を取りまとめると、令和4(2022)年度～令和37(2055)年度までの34年間で約75.3億円の費用が必要となる見通しとなりました。

長寿命化を行わず、耐用年数経過時に単純更新するとした場合、上記と同じ34年間で約85.2億円が必要となる見通しであったことから、個別施設計画等に基づいた整備により、34年間で約9.9億円の縮減が見込まれます。

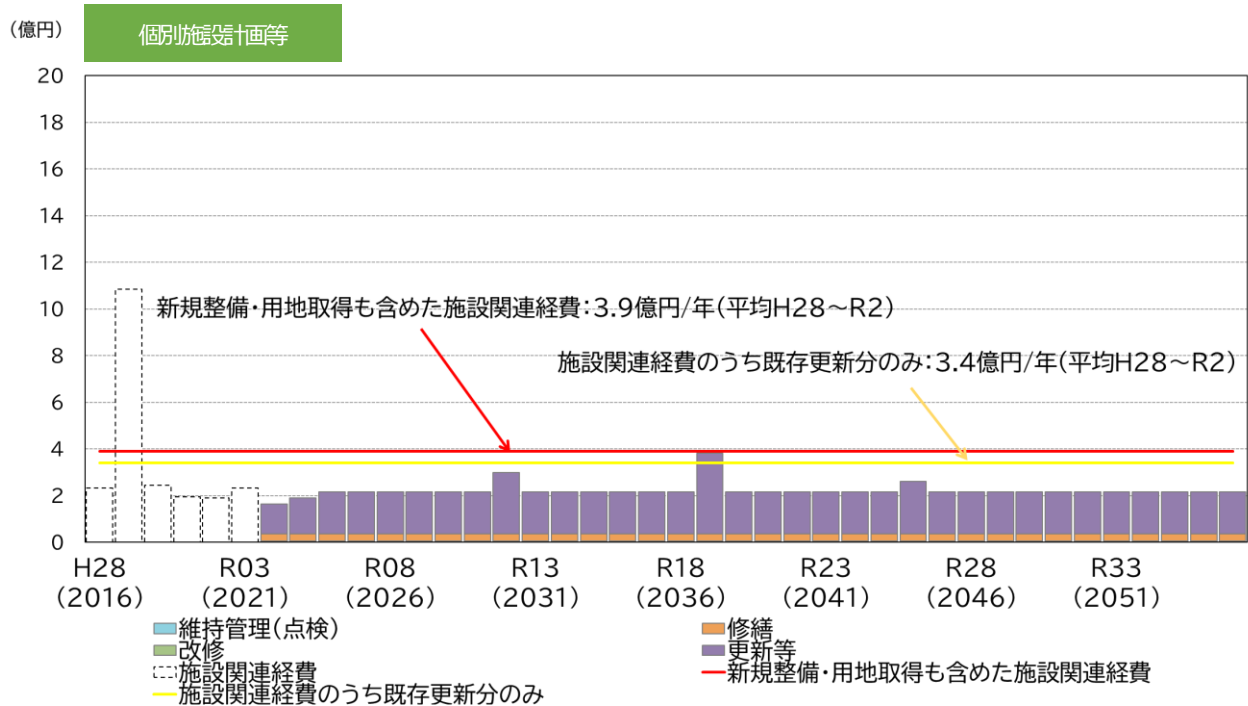


図 2-27 公園の更新費用試算

(4) 公共建築物とインフラ施設の改修更新費用の全体の見通し

公共建築物とインフラ施設の改修更新費用を重ね合わせた結果を示します。

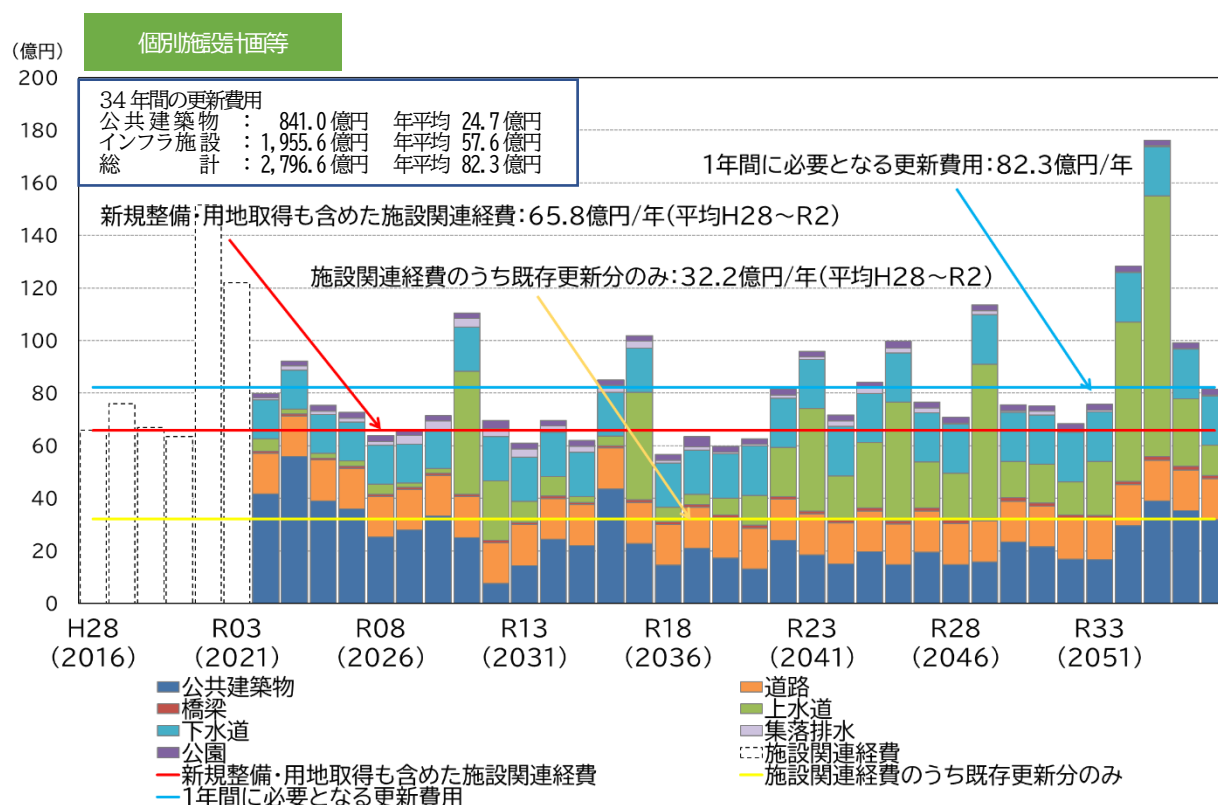


図 2-28 公共建築物とインフラ施設の更新費用試算

公共建築物と道路・橋梁・上下水道・農業集落排水・公園のインフラ施設を合わせた全体の改修更新費用は、令和4(2022)年度～令和37(2055)年度までの34年間で約2,796.6億円、年平均で約82.3億円の費用が必要となる見通しとなりました。

直近5年度の「既存更新分」に係る施設関連経費年平均約32.2億円と比較すると、将来の更新費用は、年平均約50.1億円の増となります。

仮に直近5年度の「新規整備分」「用地取得分」も含めた施設関連経費年平均約65.8億円と比較すると、将来の更新費用は、年平均約16.5億円の増となります。

(5) 普通会計と公営事業会計の改修更新費用の全体の見通し
普通会計と公営事業会計の改修更新費用をそれぞれ示します。

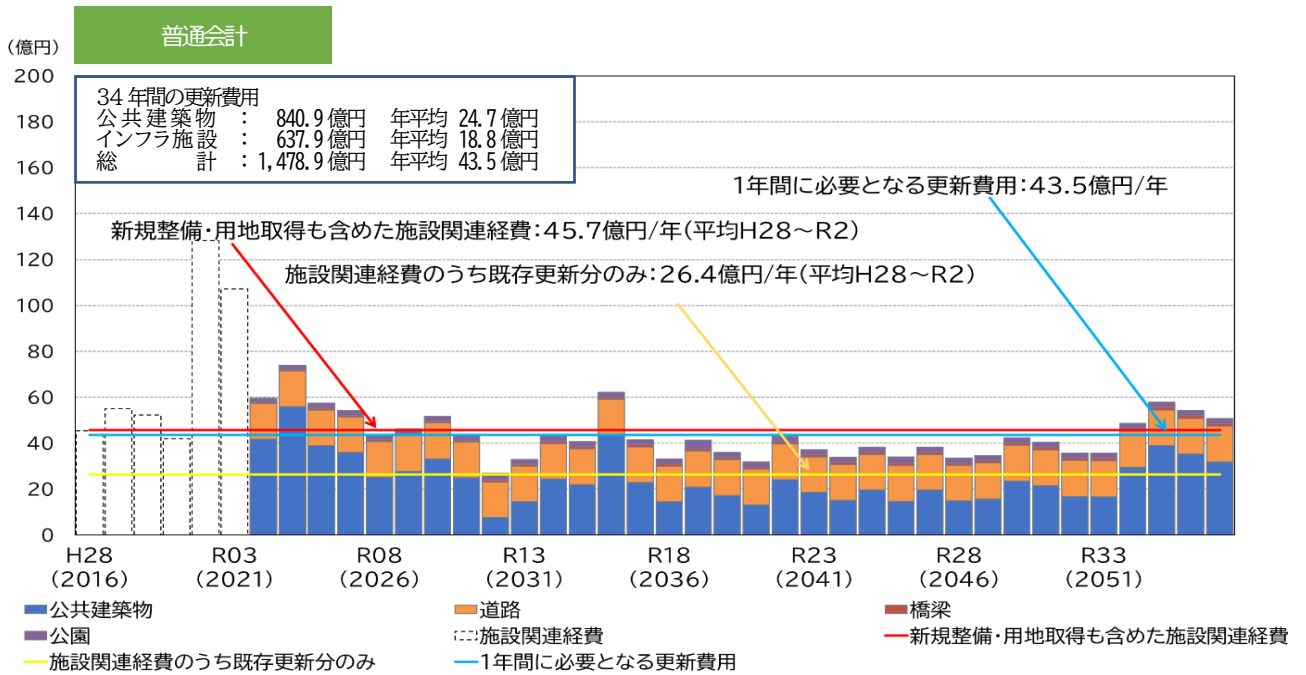


図 2-29 普通会計施設の更新費用試算

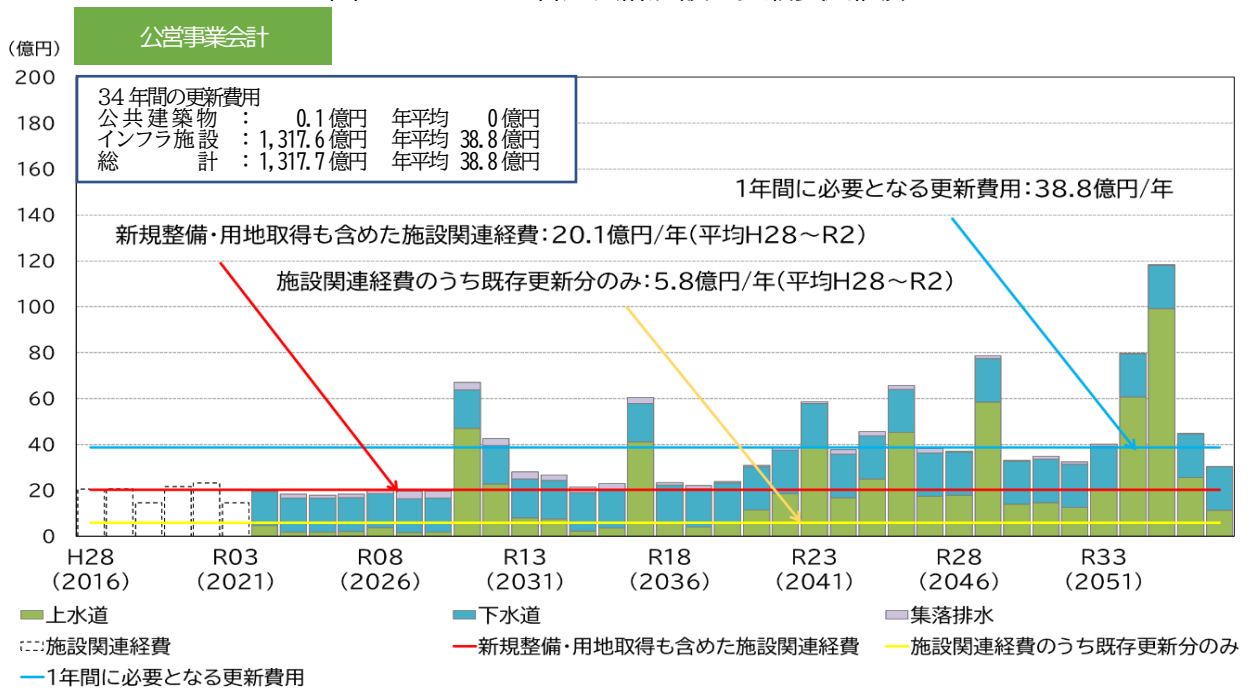


図 2-30 公営事業会計施設の更新費用試算

普通会計の改修更新費用は、約1,478.9億円、年平均約43.5億円の費用が必要となる見通しとなりました。

直近5年度の施設関連経費年平均約45.7億円と比較すると、将来の更新費用は、年平均約2.2億円の減となります。

公営事業会計の改修更新費用は、約1,317.7億円、年平均約38.8億円の費用が必要となる見通しとなりました。

直近5年度の施設関連経費年平均約20.1億円と比較すると、将来の更新費用は、年平均約18.7億円の増となります。

(6) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

中長期的な経費の見込みについては、普通会計、公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等(以下「維持管理・更新等」という)の経費区分ごとに示しています。

(百万円)

【令和4(2022)年度～令和13(2031)年度】		維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年経過時に 単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	5,154	21,010	4,411	30,576	補助金・地方債・ 一般財源	44,310	-13,734	2,605
	インフラ施設(b)	5,890	2,850	9,729	18,469		20,429	-1,960	1,963
	計(a+b)	11,044	23,860	14,141	49,045		64,739	-15,694	4,568
公営事業 会計	建築物(c)	10	0	0	10	補助金・地方債 内部留保資金	10	0	0
	インフラ施設(d)	2,680	1,813	22,686	27,179		55,228	-28,049	2,010
	計(c+d)	2,690	1,813	22,686	27,189		55,238	-28,049	2,010
建築物計(a+c)		5,164	21,010	4,411	30,586		44,320	-13,734	2,605
インフラ施設計(b+d)		8,570	4,663	32,415	45,648		75,657	-30,009	3,973
合計(a+b+c+d)		13,734	25,673	36,827	76,234		119,977	-43,743	6,578

表 2-3 今後10年間の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

【令和4(2022)年度～令和37(2055)年度】		維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年経過時に 単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	23,687	50,112	10,292	84,091	117,637	-33,546	2,605
	インフラ施設(b)	20,026	10,506	33,270	63,802	69,650	-5,848	1,963
	計(a+b)	43,713	60,618	43,562	147,893	187,286	-39,394	4,568
公営事業 会計	建築物(c)	14	0	0	14	14	0	0
	インフラ施設(d)	9,112	3,706	118,936	131,754	181,068	-49,314	2,010
	計(c+d)	9,126	3,706	118,936	131,768	181,082	-49,314	2,010
建築物計(a+c)		23,701	50,112	10,292	84,105	117,651	-33,546	2,605
インフラ施設計(b+d)		29,138	14,212	152,206	195,556	250,718	-55,162	3,973
合計(a+b+c+d)		52,839	64,324	162,498	279,661	368,369	-88,707	6,578

表 2-4 今後30年以上の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

今後10年間(令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)の維持管理・更新等に係る経費の見込みは、建築物の計が約305.8億円、インフラ施設の計が約456.5億円、合わせて約762.3億円となっており、長寿命化対策等により約437.5億円の効果額が見込まれます。

今後30年以上(令和4(2022)年度～令和37(2055)年度)の維持管理・更新等に係る経費の見込みは、建築物の計が約841.0億円、インフラ施設の計が約1,955.6億円、合わせて約2,796.6億円となっており、長寿命化対策等により約887.1億円の効果額が見込まれます。

財源見込みにつきましては、普通会計は、補助金・地方債、一般財源、公営事業会計は、補助金・地方債・内部留保資金を見込んでいます。

(7) 将来改修更新費用に関わる財政負担軽減の課題と対応方針

今後 30 年以上の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み年平均と直近 5 年度の施設関連経費年平均を会計別に示します。

(百万円)

		今後30年以上の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み (2022-2055年度 年平均)				直近5年度施設関連経費 (2016-2020年度 年平均)				比較 (f-e)
		維持管理・修繕	改修	更新等	小計(e)	新規整備	既存更新	用地取得	小計(f)	
普通会計	建築物(a)	697	1,474	302	2,473	1,279	1,274	52	2,605	132
	インフラ施設(b)	589	309	979	1,877	165	1,360	438	1,963	86
	計(a+b)	1,286	1,783	1,281	4,350	1,444	2,634	490	4,568	218
公営事業 会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	268	109	3,498	3,875	1,402	583	25	2,010	-1,865
	計(c+d)	268	109	3,498	3,875	1,402	583	25	2,010	-1,865
建築物計(a+c)		697	1,474	302	2,473	1,279	1,274	52	2,605	132
インフラ施設計(b+d)		857	418	4,477	5,752	1,567	1,943	463	3,973	-1,779
合計(a+b+c+d)		1,554	1,892	4,779	8,225	2,846	3,217	515	6,578	-1,647

表 2-5 普通会計・企業会計別施設関連経費の内訳

① 財政負担軽減の課題

普通会計については、中長期的な維持管理・更新等に係る経費年平均約 43.5 億円が見込まれ、直近 5 年度の施設関連経費年平均は約 45.7 億円であることから、財政負担は概ね直近 5 年度の年平均と同等の見込みとなります。

公営事業会計については、中長期的な維持管理・更新等に係る経費年平均約 38.8 億円が見込まれ、直近 5 年度の施設関連経費年平均は約 20.1 億円であることから、増加する経費に対応するための財源として内部留保資金の確保が必要となります。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みは、主に既存施設に係るものであるため、新規整備や用地取得等、計画に基づく整備や必要な行政需要に応えるためには更なる財源確保が必要となります。

そのため、計画的な点検・診断・修繕・長寿命化を図ることにより、将来更新費用を縮減することが必要となるとともに、改修・更新等が集中する時期については、ピークを分散して財政負担を平準化し、持続可能な維持管理を実践していくことが必要となります。

また、市民ニーズの変化に対応する公共施設等のあり方や機能の見直し等を推進し、施設需要の変化に応じ質と量を最適化することが必要となります。

② 対応方針

計画的な点検・診断及び修繕を行う予防保全型維持管理の推進、将来の改修更新費用が一時的に集中しないよう改修更新時期の分散化、老朽化や機能重複、利用度の低い施設の統合・廃止を含めた再配置等による延床面積縮減の推進、公共建築物の新規整備の抑制等、財政負担軽減化を図ることが必要となります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 公共施設等の管理に関する基本的な方針

(1) 将来を見据えた課題と基本理念

1) 将来を見据えた課題

本市の公共施設等に係る直近5年度の施設関連経費年平均と将来の更新費用年平均を比較すると、将来の更新費用年平均の増加が見込まれます。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うためには、長寿命化及び平準化に資するための予防保全型の維持管理を推進するとともに、多様な市民ニーズに対応する公共施設等のあり方や機能の見直し等を推進し、施設需要の変化に応じた質と量を最適化しながら、その維持に努めることが必要となります。

以上を踏まえ、将来を見据えた本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する課題について、次のとおり定めるものとします。

① 予防保全型のメンテナンスサイクルの構築

公共施設等については、長寿命化計画等の既定計画が一部の施設で未策定となっています。

そのため、全ての施設について長寿命化計画等を策定するとともに、計画的な点検・診断及び修繕を行う予防保全型の維持管理におけるメンテナンスサイクルを構築することが必要となります。

② 平準化の実現方策

公共施設等については、将来の更新費用が一時的に集中することとなるため、これらの更新時期を適切に分散化して、財政負担の平準化を実践するための方針策定が必要となります。

③ 公共建築物の最適な配置の検討

公共建築物に関する市民ニーズを的確に把握し、利用度の低い施設の統合・廃止を含めた再配置等を検討することで、延床面積縮減の推進を図り、公共建築物の新規整備を抑制しながら、将来の更新費用を縮減することが必要となります。

また、地方創生等の必要性から新規整備を行う場合は、既存公共建築物の縮減や、後年の維持管理費の財源確保等について検討することが必要となります。

2) 基本理念

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本理念を次のとおり定め、将来のまちづくりに向けて、市民と行政の協働により、最適な公共施設等の総合的な維持・供給を目指します。

① 安全・安心の確保

常に公共施設等の全体像を把握し、市民の安全な生活を守る観点から、公共建築物とインフラ施設の市民への影響に配慮し、公共施設等の点検・修繕・更新に取り組みます。

② アセットマネジメント(資産管理)の推進

全ての公共施設等を、市民の大切な資産ととらえ、市民と問題意識を共有しながら、公共施設等全体にアセットマネジメントを適用し、ライフサイクルコスト縮減に効率的な予防保全型の維持管理を実践するとともに、より効率的なメンテナンスサイクルを確立するため、維持管理の区分を定めます。

③ 平準化の推進

品質(老朽化に伴う機能低下等の状況等)、供給(公共建築物の延床面積の総量等)、財務(将来の維持更新費の縮減等)の観点から施設の優先度を定め、優先すべき施設の改修・更新等を前倒しして、財政負担の平準化を推進します。

(2) 公共施設等の管理に関する基本方針

市民が将来にわたり公共施設等を安全・安心に利用できるよう、公共施設等を良好な状態で保持し、将来の世代に引き継いでいくためには、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を総合的・計画的に実施していくことが必要となります。

そのため、今後、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本方針について、次のとおり定めるものとします。

① 点検・診断等の基本方針

公共施設等については、その利用状況、自然環境及び経年変化等に応じて、施設ごとに劣化や損傷等の進行が異なることから、各施設の特性等を考慮したうえで、施設の劣化及び機能低下を防ぎ、市民が安全・安心に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

全ての対象施設において点検・診断等を実施するものとし、その結果に基づき必要となる対策等を適切な時期に効率的かつ効果的にできるよう、施設の状態や補修・更新履歴等の情報を記録し、継続的な集積・蓄積を行うことにより、維持管理・更新等を含む今後の計画的な管理等に活用します。

② 維持管理・更新等の基本方針

公共施設等については、市民のニーズの変化等に対応する公共施設等のあり方や機能の見直しを推進し、施設需要の変化に応じた質と量を最適化しながら、その維持管理に努めることが必要となります。

公共施設等の長寿命化を図るとともに将来の更新費用等の抑制を図る観点から、従来の公共施設等に不具合が生じてから必要となる修繕等を行う「対処療法型の維持管理」の考え方から、計画的な点検・診断及び修繕等を行う「予防保全型の維持管理」への転換を推進します。

また、各施設の維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積することにより、今後の計画的な管理等に活用します。

③ 安全確保の基本方針

公共施設等については、市民ニーズの変化等を踏まえつつ、利用者である市民の安全を確保した上で、将来にわたり必要となる諸機能を確実に発揮し続けることが求められるものです。

一方、点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や経年劣化等により、今後とも利用が見込まれない公共施設等については、安全確保の観点から速やかに解体する等の措置を講じるものとします。

④ 耐震化の基本方針

公共施設等については、平常時における利用者の安全を確保するとともに、災害時には防災拠点や避難所としての機能が求められるものです。

そのため、災害時における拠点施設としての機能確保の観点から、必要となる公共施設等の耐震改修整備を重要度・優先度に応じ、計画的・効果的に推進します。

また、地域防災計画等に基づいた防災機能の強化・確保、ライフラインが被災した場合に備えたバックアップ機能を確保します。

⑤ 長寿命化の基本方針

公共施設等については、計画的な点検・診断等を踏まえるとともに、経年変化の状況や利用需要等の客観的な評価により、今後とも継続的に利用が見込まれると判断される施設については、期待される耐用年数までの使用を可能とするため、「予防保全型の維持管理」を徹底する等、効果的かつ計画的な保全措置を講じながら、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減も視野に入れた長寿命化を推進します。

また、策定された長寿命化計画と財政計画を連動し、改修費等の財政負担の軽減と平準化を行います。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザイン7原則である「公平性」「自由度」「単純性」「分かりやすさ」「安全性」「省体力」「スペースの確保」を踏まえ、エレベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの設置、ピクトグラムを使った案内表示等を考慮した施設整備を行います。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、様々な人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインへの対応に努めます。

⑦ 統合や廃止の基本方針

公共施設等については、将来の更新費用等の圧縮を図る観点から、施設需要の変化に応じて質と量を最適化することが必要となります。

そのため、近隣施設、類似施設の有無や防災対策、人口動向や利用需要等に照らして必要性が認められない施設については、議会や地元住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ、近隣自治体との相互利用や民間施設の利用等の検討も行いながら、統合や廃止についての方針を決定し、適正配置の検討を推進するものとします。

⑧ 脱炭素社会への取り組み等の推進方針

公共施設等の改修・更新等にあたっては、省エネルギー改修の実施、再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

今後、公共施設等を良好な状態で保持し、将来に引き継いでいくためには、各部局が所管する公共施設等に関する様々な情報について、横断的かつ一元的な管理を行うとともに、公共施設等を効率的かつ効果的に維持管理することが必要となります。

そのため、各所管部局による縦割りを超えて、総合的な視点で計画的な維持管理を実現するための体制を整備することにより、総合的かつ計画的な管理を推進します。

また、総合的かつ計画的な管理にあたっては、職員一人ひとりの意識が重要であることから、職員を対象とした研修等を実施します。

2 施設類型ごとの適正管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関する基本的な方針を踏まえ、施設類型ごとの適正管理に関する実施方針を8つの項目に分けて整理します。

個別施設において、既に長寿命化計画等の策定が進んでいる施設については、長寿命化計画等の方針を基本とし、未策定の施設については、本計画の基本的な方針を踏まえて検討する等により、安全・安心の確保やトータルコストの縮減・平準化の実現に向けた実施方針を示します。

【施設類型ごとの適正管理に関する8つの実施方針項目】

① 点検・診断等の実施方針

日常の巡視・定期点検・臨時点検の方針、点検データの蓄積と老朽化対策への活用 等

② 維持管理・更新等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れる、トータルコスト縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新する 等

③ 安全確保の実施方針

事故・倒壊・供用停止等、高度の危険性が認められた施設や老朽化等で供用廃止され、今後利用見込みがない施設等への対処 等

④ 耐震化の実施方針

平常時の安全だけでなく、災害時の防災拠点・避難施設の機能確保 等

⑤ 長寿命化の実施方針

予防的修繕、塗装や部品の取替え、耐久性の向上 等

⑥ ユニバーサルデザイン化の実施方針

エレベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの設置、ピクトグラムを使った案内表示、バリアフリートイレの設置、段差の解消、スロープの設置 等

⑦ 統合や廃止の実施方針

供用廃止する場合の考え方、他施設との統合、他用途・民間施設との合築 等

⑧ 脱炭素社会への取り組み等の実施方針

省エネルギー改修の実施、再生可能エネルギー設備の導入促進 等

(1) 公共建築物(全体)

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 定期的な点検とデータの蓄積 日常点検を行い、施設の劣化状況、危険箇所の情報や法定点検等の情報を一元的かつ経年的に管理・蓄積するため、毎年度実施する施設実態調査によりデータベース化し、システム管理します。 また、施設の経過年数や修繕・改修の履歴、日常の施設管理における問題点を整理し、建物性能の劣化状況の具体的な把握が優先的に求められる施設について、劣化度調査を3年毎に実施し、その結果をシステム管理します。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 計画的な施設保全の実施 全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、財政負担を軽減・平準化しながら公共施設の長寿命化や建替え・更新等を進めて、市民の利便性向上、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図ります。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心な防災機能の確保 施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、市民の安全・安心を確保します。 点検・診断等により高度の危険性が認められたものや経年劣化等により今後とも利用が見込まれないものについては、解体等の措置を講じます。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 重要度・優先度に応じた耐震改修整備 平常時における利用者の安全を確保するとともに、災害時には防災拠点や避難場所としての機能が求められるため、耐震性能が劣る施設については、重要度・優先度に応じ、計画的・効率的に耐震改修整備を行います。
⑤長寿命化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 計画的な保全による長寿命化 目標耐用年数を80年と設定して計画的な保全を実施することにより、長寿命化を図ります。 また、これまでの事後保全の考え方から転換し、予防保全の考え方を取り入れ、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減や財政負担の平準化を図ります。
⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ ユニバーサルデザイン7原則の考慮 ユニバーサルデザイン7原則である「公平性」「自由度」「単純性」「分かりやすさ」「安全性」「省体力」「スペースの確保」を踏まえ、エレベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの設置、ピクトグラムを使った案内表示等を考慮した施設整備を行います。・ ユニバーサルデザイン化の推進 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず様々な人が利用しやすいようバリアフリートイレの設置や段差の解消、スロープの設置等の施設整備を行います。

⑦統合や廃止の実施方針

・ 質と量の最適化

施設機能の最適化と総量の最適化の実現に向け、品質・供給・財務の3つの視点で基礎的な評価を実施し、近隣施設・類似施設の有無や防災対策、人口動向等利用需要等に照らして必要性が認められない施設については、議会や地元住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ、近隣自治体との相互利用や民間施設の利用等の検討も行いながら、施設の集約化・複合化・統廃合・廃止も視野に入れた効率的・効果的な適正配置計画を推進します。

⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針

・ 脱炭素社会への取り組み等の推進

改修・更新等にあたっては、LED照明導入等の省エネルギー改修の実施、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

(2) 公共建築物(小・中・義務教育学校)

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 日常的な点検・清掃 児童生徒による清掃活動、教員による破損・老朽化の点検活動を促進します。・ 定期的な保守点検 日常的な点検や清掃では対応しきれない躯体、設備に対しては専門業者に委託して定期的な保守点検を行います。・ 点検結果の蓄積 特に定期的な保守点検の結果については、点検経緯等を含め、点検箇所、今後の修繕の必要性やコスト等をデータ化し、担当課及び学校双方で情報を共有し、効率的な維持管理を図ります。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 適切な補修工事 鉄筋コンクリートの老朽化に伴う劣化が認められた場合には、劣化の進行を抑制するための適切な補修を図ります。・ 設備の更新 躯体等の適切な補修工事に併せ、必要に応じた施設の更新を図ります。・ 外壁の老朽化対策 外壁については、安全性、景観的にも劣化はできる限り軽度に抑えるよう補修し、重度の劣化発生未然防止を図ります。・ 屋上の防水改修 屋上の防水性は躯体本体の長寿命化に大きく影響するため、改修にあたっては、全面実施を基本として進めます。・ 設備機器等の維持管理 建築本体よりも耐用年数が短い設備機器に注意を払い、維持管理を行います。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心な施設環境の確保 経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全対策等により、防災性や安全性の確保を図ります。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 非構造部等の耐震化 非構造部は、落下、転倒、移動により児童生徒に多大な障害を与える可能性があるため、それらの耐震化を図ります。・ 施設の耐震性等安全の確保 旧耐震基準の建物に対して耐震診断を実施し、既に補強を行っており、今後も耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。・ 避難所として施設に必要な諸機能の確保 災害時に地域住民の避難生活や避難所の運営に必要なスペースを確保するとともに、ライフラインが被災した場合に備えた対策を行います。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 維持保全計画
学校施設の継続的な維持保全を行います。
また、維持保全に係る各種電子データ管理による、効率的な維持保全の実施を検討します。
- ・ 老朽化改善計画(修繕・改築・新設)
機能向上を含めた学校施設の老朽化改善を検討します。
- ・ 教育環境向上計画
多様化する学習環境への対応をはじめ、快適な室内環境の確保等学校生活環境の向上を検討します。
- ・ 地域拠点・交流化計画
学校施設の果たすべき役割を踏まえ、地域拠点・交流化の促進を検討します。

⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針

- ・ ユニバーサルデザイン7原則の考慮
ユニバーサルデザイン7原則である「公平性」「自由度」「単純性」「分かりやすさ」「安全性」「省体力」「スペースの確保」を踏まえ、エレベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの設置、ピクトグラムを使った案内表示等を考慮した施設整備を行います。
- ・ ユニバーサルデザイン化の推進
「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず様々な人が利用しやすいよう、バリアフリートイレの設置や段差の解消、スロープの設置等の施設整備を行います。

⑦統合や廃止の実施方針

- ・ 学校適正配置
学校の適正規模や、通学距離、通学の安全性、地域の特性、学校と地域の関係を踏まえながら小山市学校教育目標の実現性を図っていくことが重要であることから、基本的な考え方について、「適正配置の方法」「学校や地域への配慮」「小中一貫教育及び小中一貫校の推進」の3つの視点から整理します。

⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針

- ・ 脱炭素社会への取り組み等の推進
改修・更新等にあたっては、LED照明導入等の省エネルギー改修の実施、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

(3) 公共建築物(保育所)

① 点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 定期点検結果を反映した維持管理 定期点検結果を各棟の劣化状況の把握に活用し、必要に応じて維持管理計画に反映させるものとします。 定期点検結果の劣化状況に対応して、修繕の工夫、実施時期の整理を行います。・ 日常的な保守点検の実施 使用者による日常的な保守点検を行い、不具合の発見とその是正に努めます。
② 維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 民営化と適正配置 民間活力を活かして公立保育所の民営化を推進するとともに、公立保育所の果たす役割を踏まえて適正に配置し、改修・修繕を行います。・ 多様な保育ニーズへの対応 子育て環境に配慮し、多様な保育ニーズにも対応できるよう保育所整備を行います。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心な施設環境の確保 経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全対策等により、防災性や安全性の確保を図ります。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 非構造部等の耐震化 非構造部は、落下、転倒、移動により児童に多大な障害を与える可能性があるため、それらの耐震化を図ります。・ 施設の耐震性等安全の確保 保育施設の耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。・ 避難場所としての対策 震災時に地域住民の一時避難場所とするため、災害に備えた対策を講じます。
⑤長寿命化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 老朽化改善計画(修繕・改築・新設) 機能向上を含めた保育施設の老朽化改善を検討します。
⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ ユニバーサルデザイン7原則の考慮 ユニバーサルデザイン7原則である「公平性」「自由度」「単純性」「分かりやすさ」「安全性」「省体力」「スペースの確保」を踏まえ、エレベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの設置、ピクトグラムを使った案内表示等を考慮した施設整備を行います。・ ユニバーサルデザイン化の推進 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず様々な人が利用しやすいよう、バリアフリートイレの設置や段差の解消、スロープの設置等の施設整備を行います。

⑦統合や廃止の実施方針

- ・ 人口減少を見据えた整備

各地域の就学前児童数の動向や将来人口推計を見極め、多様な保育サービスの提供が展開できるよう、民間保育園等の配置バランスを考慮しながら、整備計画を策定し適正配置に努めます。

⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針

- ・ 脱炭素社会への取り組み等の推進

改修・更新等にあたっては、LED照明導入等の省エネルギー改修の実施、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

(4) 公共建築物(公営住宅)

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 定期点検結果を反映した維持管理 定期点検結果を各棟の劣化状況の把握に活用し、必要に応じて維持管理計画に反映させるものとします。 定期点検の結果の劣化状況に対応した、改善・修繕の工夫、実施時期の整理を行います。・ 日常的な保守点検の実施 入居者に日常的な点検を促し、市への通報・連絡を徹底することにより、不具合の早期発見とその是正に努めます。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 管理データの整備 管理する公営住宅の整備・管理データを住棟単位で整理します。・ 予防保全型の維持管理 公営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全型の維持管理を実施し、安全で快適な居住環境の確保に繋がります。・ 修繕履歴データの整備と仕組みづくり 公営住宅の住棟単位の修繕履歴データを整備し、随時確認できる仕組みを整理します。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心な施設環境の確保 2 方向避難や防火区画の確保の改善を要する住棟が無いことを確認しています。引き続き避難の安全性を維持するとともに、経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全対策等による、防災性や安全性の確保を図ります。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 施設の耐震性等安全の確保 昭和 56 年の建築基準法施行令(新耐震基準)に基づき設計・施工された住棟及び新耐震基準に基づかない住棟のうち既に診断を行い耐震性が確認されたものについては耐震性を有するものとします。 これら以外については、地形、経年変化、構造形式、ピロティの有無、平面・立面形状等から耐震性について判断を行い、全ての住棟が耐震性を有することを確認しています。引き続き施設の耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。
⑤長寿命化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 予防保全型の維持管理 対処療法型の維持管理から、予防保全型の維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することによって、公営住宅等の長寿命化を図ります。・ ライフサイクルコスト(LCC)の縮減 仕様のグレードアップ等による耐久性の向上、予防保全型の維持管理の実践によって事業費の平準化とライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザイン化の推進 入居者の要請に応じ、手すりやスロープの設置等の施設整備を検討します。
⑦統合や廃止の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統廃合の優先度 「小山市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の統廃合や長寿命化を図ります。 ・ 民間活力の活用 更新の際には、借上げ公営住宅等民間の住宅ストックを活用した供給手法を検討します。
⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素社会への取り組み等の推進 改修・更新等にあたっては、LED照明導入等の省エネルギー改修の実施、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

(5) 道路

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">定期的な路面性状調査の実施 定期的に路面性状調査を実施し、損傷箇所の発見、早期補修に努めます。 交通量や通行する車両の重量等によって状態が異なることから、5年に1回の点検や、老朽化対策に資する新技術の活用等により、耐久性や安全性の確保に努めています。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">予防保全の推進 パッチング、シール材注入、薄層舗装等の予防保全を積極的に実施することで、長寿命化を図ります。修繕の目安の設定 大型車の交通量をもとに、適切な管理水準(修繕の目安)を設定します。 なお、実施にあたっては、沿道環境・地域特性・路線の重要度等も考慮し対応します。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">安全で快適なまちづくりの推進 施策実施にあたり、道路ネットワークの充実・暮らしを支える安全で快適な道路整備等の施策の基に、都市間連携の強化・地域利便性の向上等の生活環境の向上を図るとともに、災害に強く、安全で住みよいまちづくりのために、道路用地の整備事業の展開を必要に応じ行います。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">最低限の車両走行機能の確保 大規模地震発生直後、特に人命救助や消火活動等の急務な初動に対応するために、少なくとも緊急輸送路線やライフラインに関わる道路の、最低限の車両走行機能の確保を行います。 また、環状道路の整備により、中心拠点への通過交通の流入抑制や将来的にも混雑が見込まれる国道50号の交通円滑化、周辺地域間の円滑な移動及び災害等における迂回路の確保を図ります。
⑤長寿命化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">PDCAサイクルの確立 定期的な路面性状調査により舗装の状態を把握し、長寿命化修繕計画の検証を行い、実態に即した計画に随時見直すことで、より効率的・効果的な管理を行います。
⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">歩行空間のユニバーサルデザイン 誰もが安全で安心して社会参加するために、高齢者や障がい者はもちろん、歩行者の誰もが安心してスムーズに移動できる、ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備を行います。
⑦統合や廃止の実施方針
<ul style="list-style-type: none">統合や廃止無し インフラ施設は市民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な施設のため、統合や廃止は基本的に不要とします。

⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針

- ・脱炭素社会への取り組み等の推進

改修・更新等にあたっては、LED照明導入等の省エネルギー改修の実施、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

(6) 橋梁

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 点検体系の明確化 橋梁の状態を確実に把握するための点検体系の明確化を行います。・ 実施体制の明確化 橋梁点検を継続的に実施するための実施体制の明確化を行います。・ データの継続的な蓄積 点検、修繕データ等の維持管理に係るデータの継続的な蓄積の明確化を行います。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 維持管理方法の差別化 各橋梁の重要度、特性等に応じてグループ分けし、維持管理方法を差別化します。・ 維持管理水準の明確化 膨大な橋梁を効率的・効果的に管理するための維持管理水準の明確化を行います。・ 予算の平準化 橋梁ごとに適切な管理方法を使い分けることで予算の平準化を実現します。・ 予防保全型の維持管理への転換 重要度の高い橋梁、第三者影響度の高い橋梁、補修に高額な費用が必要となる橋梁に対しては、予防保全型の維持管理への転換を着実に推進します。・ 補修方法の明確化 従来の損傷に対する補修に加えて、予防保全を効果的に実施するための補修方法の明確化を行います。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 路線重要性の明確化 橋梁は、路線の一部であり、路線の機能の確保(被災時)の観点より、橋梁が架かる路線の重要性(道路ネットワーク)が支配的となります。 このような道路ネットワークは、「災害に強く、緊急時に移動可能な道路(緊急輸送路ネットワーク)」、「被災後の生活復旧における主要な路線(生活・産業道路ネットワーク)」とします。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 優先順位の決定 大規模地震への対策として災害時の救助活動、物資輸送を伴う緊急輸送路道路から順次、耐震補強工事を実施します。・ 補強工事と修繕工事の同時実施 耐震補強工事と長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施し、架設足場を併用することで工事時期の短縮、コスト縮減を図ります。
⑤長寿命化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 長寿命化の実施方針 定期点検を行いながら、小規模修繕を継続することで、健全度を維持しながら長寿命化を図る予防保全型の維持管理を導入します。予防的な修繕と計画的な架け替えを実施することで、長寿命化及びコスト縮減を図ります。

<ul style="list-style-type: none"> ・ PDCA サイクルの確立 橋梁長寿命化に向けた PDCA サイクルの確立と実施を行います。
⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間のユニバーサルデザイン 誰もが安全で安心して社会参加するために、高齢者や障がい者はもちろん、歩行者の誰もが安心してスムーズに移動できる、ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備を行います。
⑦統合や廃止の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合や廃止を検討 インフラ施設は、市民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な施設ではありますが、橋梁においては、道路等他の施設より点検や修繕にコストがかかる(老朽化に伴い膨大となる)ことから、統廃合の検討をするとともに、既存施設の計画的な点検を行い、修繕・更新等を図ります。
⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素社会への取り組み等の推進 改修・更新等にあたっては、LED照明導入等の省エネルギー改修の実施、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

(7) 上水道

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 定期点検結果を反映した維持管理 定期点検結果を各施設の劣化状況の把握に活用し、必要に応じて維持管理計画に反映させるものとします。 定期点検の結果の劣化状況に対応した、改善・修繕の工夫、実施時期の整理を行います。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 浄水場更新基本方針検討 若木浄水場の耐震化と、老朽化した設備の更新を行います。また、更新期間中は能力を一部休止することから、配水安定性を確保するための事前の準備として鶉島浄水場の整備修繕を行います。・ 給配水管維持管理 これまでの対処療法型の対策から予防保全型の対策を含めた維持管理の推進を行います。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 配水管路再整備 小山駅東部地区や市南部地区等において、水道使用量が多い時間帯に水圧が低くなる状況があり、これを解消するため管路のループ化・増径により管網の増強整備を実施していきます。・ 配水池増設に向けた検討 震災等の非常時における緊急貯水容量を確保するため、配水池容量の増量が必要です。配水池は、市内南部エリアに増設することにより応急給水拠点としての役割や配水圧力の向上に大きな効果が期待されます。今後は、配水池容量や建設用地等の検討を行い配水池増設事業の具現化の検討を行います。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 老朽配水管更新・耐震化 小山市水道事業では1980年代から1990年代にかけて多くの埋設管路を整備しており、今後は法定耐用年数を経過する管路が増大する見通しです。老朽化した管路は、地震時等に正常な機能を保つことが激しいと考えられ、基幹管路や重要管路等、大きな役割を果たす管路が、地震等によって破断事故を発生した場合、市内の大部分で断水する恐れがあるため、優先的に耐震化を実施します。老朽配水管の更新と併せて配水管の耐震化と長寿命化等の機能向上により、災害に強い強靱な水道施設の構築を図ります。
⑤長寿命化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 管路長寿命化計画 配水管更新・耐震化において更新後の管種は、これらの機能を有するGX形やNS形のダクタイル鋳鉄管及び配水用ポリエチレン管を採用していくものとします。ダクタイル鋳鉄管は腐食対策としてポリエチレンスリーブを被覆し、配水用ポリエチレン管は溶剤浸透対策として溶剤浸透防護スリーブを被覆していきます。

⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザイン化の推進 利用者が安全に利用しやすい施設になるよう、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を参考にしながらユニバーサルデザインの必要性について検討します。
⑦統合や廃止の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合や廃止無し 市民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な施設なため統廃合が困難であることから縮減対象とはせず、これまで整備してきた施設を計画的に修繕・更新等をしていくこととします。
⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素社会への取り組み等の推進 改修・更新等に当たっては、高効率モータ等のエネルギー消費効率が優れている機器の導入やポンプインバータ化等の省エネルギー改修の実施、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

(8) 公共下水道

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">点検・診断等の基本方針 点検及び診断の頻度を一律で設定することは適切でないため、個々の施設情報や過去の点検・調査結果、修繕履歴、苦情履歴等に基づき、標準的な経年劣化度、重要度等を勘案し、その頻度を設定します。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">ストックマネジメント手法の導入 ストックマネジメントの実践により、公共下水道施設全体を俯瞰して将来にわたる改築需要を勘案しつつ、維持管理・改築・更新等の一体的な最適化を図り、計画的に改築(更新・長寿命化対策)を実施します。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">リスク評価の導入 管路施設及び処理場・ポンプ場施設それぞれにとって必ずしも好ましくない事象を洗い出し、リスクの被害規模、影響度合を算定し、現実的かつ安全性を担保した維持・点検を実施します。浸水被害の軽減・解消 市街地における雨水排除及び浸水被害の軽減を図るため、雨水排水施設の整備を進めます。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">地震対策計画策定方針 大規模な地震時においても、生活空間での汚物の滞留や未処理下水の流出に伴う伝染病の発生を防止するため、トイレ機能の確保を図る等、公共下水道施設の耐震対策は重要であり、重要な公共下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を実施します。
⑤長寿命化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">長寿命化計画策定方針 ストックマネジメントを実践し、その中で、短期の改築・修繕計画を策定します。 そのうちの改築計画が、公共下水道長寿命化計画となります。
⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">ユニバーサルデザイン化の推進 利用者が安全に利用しやすい施設になるよう、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を参考にしながらユニバーサルデザインの必要性について検討します。
⑦統合や廃止の実施方針
<ul style="list-style-type: none">統合や廃止無し 類似の処理施設の特性を踏まえ、経済比較を基本としつつ、地域住民の意向を踏まえ整備方針を策定しておりますが、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、今後変更が予定される「小山市生活排水処理計画」の方針に従い進めます。

⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針

- ・脱炭素社会への取り組み等の推進

改修・更新等にあたっては、高効率モータ等のエネルギー消費効率が優れている機器の導入やポンプインバータ化等の省エネルギー改修の実施、バイオガス発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた対応に努めます。

(9) 農業集落排水

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 施設管理者と対策実施者との確実な連携 施設管理者が行う日常管理においては、土地改良施設管理基準等に基づいて、通常時の状態に異なる現象が生じてないか常に留意しつつ運転操作や点検に臨む必要があるため、施設管理者と対策実施者が情報を共有し、連携して取り組みます。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 施設機能の監視結果を踏まえた対策工事の実施 機能保全対策の実施にあたっては、機能保全計画を踏まえつつ、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とするが、計画どおりに実施することのみを優先するのではなく、施設の機能を継続的に監視しつつ、その監視結果も踏まえた対策工事を適時適切に実施することで、徹底的な長寿命化を図ります。
③安全確保の実実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 標準的耐用年数を超過した設備の更新 標準的耐用年数を超過した設備について更新対象とします。
④耐震化の実実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 一体的な更新 健全度評価を実施しない設備について、耐震補強工事と一体的に更新することが効率的・効果的な資産については、更新対象とします。
⑤長寿命化の実実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ スtockマネジメントサイクルの確立 農業集落排水施設を戦略的に保全管理するため、以下のStockマネジメントサイクルを確立します。<ol style="list-style-type: none">① 日常管理による点検② 定期的な機能診断③ 診断結果に基づく劣化予測、効率的な対策工法の検討及び機能保全計画の作成④ 関係機関等との情報共有と適切な役割分担に基づく対策工事の実施⑤ 調査・検討の結果、対策工事に係る情報の段階的・継続的な蓄積等に基づく対策手法の改善
⑥ユニバーサルデザイン化の実実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ ユニバーサルデザイン化の推進 利用者が安全に利用しやすい施設になるよう、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を参考にしながらユニバーサルデザインの必要性について検討します。
⑦統合や廃止の実実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 施設の再編 「小山市農業集落排水事業最適整備構想」に基づき、区域内人口の将来的な減少予測を踏まえた区域統廃合を推進します。

⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針

- ・脱炭素社会への取り組み等の推進

改修・更新等にあたっては、高効率モータ等のエネルギー消費効率が優れている機器の導入やポンプインバータ化等の省エネルギー改修の実施、バイオガス発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

(10) 公園

①点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 点検・診断等の基本方針 市が管理する公園施設(休養施設、遊戯施設、管理施設等)を対象に、維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を行い、遊戯施設はこれらの管理に加え、毎年1回の定期点検を実施します。
②維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 実施体制の明確化 維持保全(清掃・保守・修繕)と定期点検は、担当課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握します。・ 事故等の予防 公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防します。 その後、健全度調査等をもとに、補修、もしくは更新を判定します。・ アダプト(清掃美化)プログラム等の活用 清掃等は、担当課によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラム等の活用を推進します。
③安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 防災機能の促進 市街地のオープンスペースである都市公園が防災上果たす役割も大きいことから、地域防災計画に位置付けられ行政施設等と一体となって防災拠点となる都市公園を中心に、防災機能の整備を促進していきます。
④耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none">・ 大規模施設の耐震化 公園内に設置されている大規模建築物や土木構造物については、震災時に第三者に被害を与えないよう、改築及び更新時等にそれらの耐震化を図ります。
⑤長寿命化の実施方針
<p><予防保全型に類型した施設></p> <ul style="list-style-type: none">・ 遊具や設備以外の公園施設の健全度調査 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5年に1回程度の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認します。・ 長寿命化計画の見直し 健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行います。 <p><事後保全型に類型した施設></p> <ul style="list-style-type: none">・ 機能の保全と安全性の維持方法 健全度調査を実施しないため、維持保全(清掃・保守・修繕)と定期点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持します。

⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針

・ユニバーサルデザイン化の推進

「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」による施設の整備・更新に加え、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき施設の整備・更新を実施します。

⑦統合や廃止の実施方針

・統合や廃止無し

インフラ施設は、市民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な施設なため統廃合が困難であることから縮減対象とはせず、これまで整備してきた施設を計画的に修繕・更新等をしていくこととします。

⑧脱炭素社会への取り組み等の実施方針

・脱炭素社会への取り組み等の推進

改修・更新等に当たっては、LED照明導入等の省エネルギー改修の実施、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入促進等、脱炭素社会に向けた取り組みを推進します。

3 過去に行った実績

(1) 新規施設

策定時から令和3(2021)年7月までに新規に取得した施設は以下の通りです。なお、延床面積と棟数は小山市役所を除き新規取得分のみではなく施設全体の面積と棟数です。

施設名	延床面積	棟数	年度	内容
1 市民文化系施設				
男女共同参画センター	238.74	1	H28	購入
2 社会教育系施設				
国史跡 摩利支天塚・琵琶塚古墳資料館	711.65	1	H29	新設
桑・蚕・繭・真綿かけ・糸つむぎのさと	121.73	1	H30	新設
3 スポーツ・レクリエーション系施設				
市立体育館	6,570.59	1	R03	新設
5 学校教育系施設				
東城南小学校	5,891	1	R01	新設
6 子育て支援施設				
東城南小学童保育館	216.94	1	H30	新設
小山城東小第三学童保育館	99.37	1	H27	新設
大谷東小第三学童保育館	79	1	H28	新設
絹義務教育学校学童保育館	100.87	1	H30	新設
8 行政系施設				
小山市役所	19,892.39	1	R02	新設
勤労者福祉会館	238.74	1	H28	購入
健康医療介護総合支援センター	2,212.78	1	H26	新設
合計	36,373.8	12		

(2) 譲渡・取壊し等

策定時から令和3(2021)年7月までに譲渡や取壊し、用途廃止等を行った又は廃止予定が決まっている施設は以下の通りです。なお、延床面積と棟数は小山市役所を除き廃止分のみではなく施設全体の面積と棟数です。

施設名	延床面積	棟数	年度	内容
1 市民文化系施設				
城北集会所	284.03	1	R01	譲渡
泉ヶ丘集会所	218.61	2	R01	譲渡
間々田6丁目集会所	181.34	1	H29	譲渡
向野北集会所	180.53	1	R02	譲渡
喜沢東部集会所	178.04	1	R01	譲渡
東出井集会所	217.78	1	R02	譲渡
馬廻集会所	178.04	1	H30	譲渡
鉢形南集会所	178.04	1	R01	譲渡
6 子育て支援施設				
城東保育所	572.46	2	H30	解体
若木保育所	719.65	1	R02	廃止
あけぼの保育所	664.99	1	H27	廃止
若木小学童保育館	64	1	R02	廃止
地域活動支援センター小山こすもす園	81.6	1	R03	解体
8 行政系施設				
小山市役所	8,132.69	1	R03	旧庁舎廃止
塩沢書類倉庫	788.3	1	R03	解体
故小野塚イツ子氏遺贈財産	52.88	1	H29	譲渡
9 公営住宅				
塚崎市営住宅	3,261.64	9	H25、26、29	一部取壊し
横倉新田市営住宅	607.56	4	H29	解体
横倉市営住宅	768.06	2	H30	解体
12 下水道施設				
東ニュータウン下水道処理施設	132.14	2	H28	取壊し
合計	17,462.38	35		

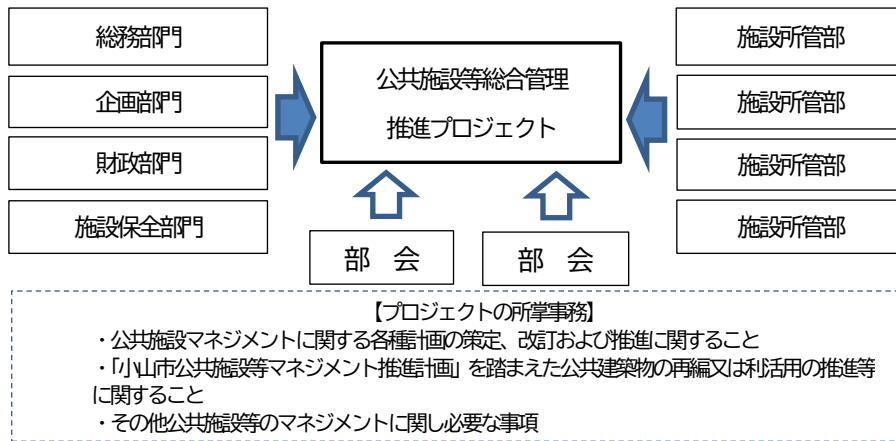
第4章 計画の推進にむけて

1 全庁的な取り組み体制

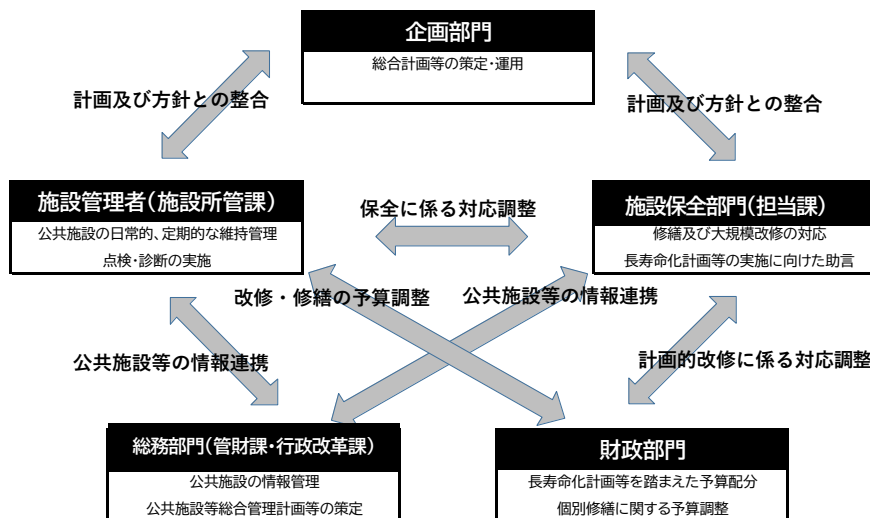
① 庁内推進体制

公共施設等の総合的な管理の推進にあたり、総務部門、企画部門、財政部門、施設保全部門が中心となり、施設所管部と相互に連携しつつ全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制として公共施設等総合管理推進プロジェクトを設置しました。

また、同プロジェクトの下部組織として、個別事業や検討テーマに応じた部会を設置し、具体的な事案を効率的に推進しています。



公共施設等を適正かつ効率的に維持保全していけるよう、建物を日常的に管理する部門と、それらの維持保全業務の進捗や改修及び修繕工事を監督・実施する部門、予算編成を担う部門等が相互に連携し、運用していきます。また、施設廃止後の方針については所管部局が主体となって検討決定を行います。



② 市職員の啓発・意識付け

公共施設等の総合的な管理を推進していくためには、公共施設等に係るコスト、市の財政状況、公共施設等の適正管理のあり方等を各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

そのため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少・少子高齢化に伴う市民ニーズの変化等を踏まえた適切な公共施設等の管理を実施できるよう、研修等により市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

③ 公共施設等に関する情報の一元管理

公共施設等の総合的な管理にあたっては、小山市公共施設白書のデータを固定資産台帳と連携しながら継続的に更新し、ストック情報やコスト・利用者情報といった施設に関する情報の一元管理と共有化を図ります。

④ 市民等との情報共有・相互理解の醸成

公共施設等の総合的な管理にあたっては、市民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体との合意形成を醸成していくことが不可欠になります。

そのため、本計画に基づき、本市の公共施設等の総合的な管理に対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理運営に向けた取り組みの方向性等を広く情報発信し、周知・啓発を図ります。

⑤ 広域的な連携・協力

本市では、公共建築物の相互利用について、複数の近隣自治体で運営する「小山広域保健衛生組合」を設置する等、広域的な連携の取り組みを既に実施しています。

今後は、友好都市である近隣の結城市や定住自立圏形成を進めている市町や国・県との運動施設の相互利用を図る等、従来の視点にとらわれない取り組みを推進していくことで、行政サービスの向上を図るとともに、財政負担の軽減を図ります。

⑥ 行政サービス水準等の検討

真に行政サービスを必要とする市民に必要なサービスを効果的・効率的に提供できるよう、あるべき行政サービス水準を検討するとともに、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討する際は、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか(民間代替可能性)等、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することとします。

2 公共施設等の質と量の最適化

現在の公共施設等の整備ニーズに応えながら、将来における公共施設等の改修・更新等を見据えた、持続発展可能な維持管理が必要です。

そのため、官民連携の推進による維持管理の高度化、公共建築物の再編計画及び利活用の推進等、必要となる取り組みを検討・実施することで、延床面積縮減の推進を図り、公共施設等の質と量の最適化を実現することとします。

(1) 官民連携の推進

公共施設等の維持管理をより効率的かつ効果的にするため、一部又は全ての施設運営を民間に委託・譲渡する官民連携の手法を推進します。

官民連携を推進するため、手法の整理、その効果の検証、官民連携を推進するための実施方針を検討していきます。

官民連携の手法には、指定管理者、包括的民間委託、PFI(BT0、BOT、コンセッション)等がありますが、これらの手法は、民間企業による投資額や経営権の分担が異なることから、対象施設の運営に合わせたメリット・デメリットを検討し、公共施設等が提供する市民サービスの最適化を目指します。

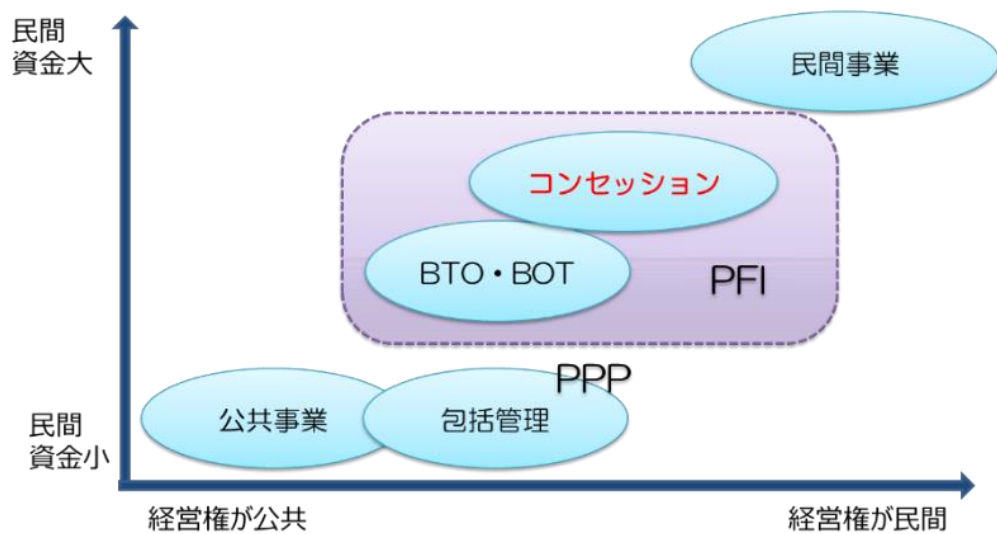


図 4-1 官民連携手法の概念図

(2) 公共建築物の再編計画・利活用の推進

① 再編計画の推進

公共建築物を対象に、近隣施設・類似施設の有無や少子高齢化が進む地区や整備ニーズが高い地区等、エリア別の人口動向や利用状況等の視点を勘案した上で、同じ種類の施設の集約、異なる施設による複合化の組み合わせ等について平成29(2017)年度に策定した「小山市公共施設等マネジメント推進計画」の方針に則り推進します。

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	<p>公共施設 A (延床面積：200)</p> <p>公共施設 A' (延床面積：200)</p>	<p>公共施設 A 集約化後施設 (延床面積：350)</p> <p>廃止</p>	既存の同種の公共施設を統合し、 <u>一体の施設として整備する</u>
複合化事業	<p>公共施設 B (延床面積：200)</p> <p>公共施設 C (延床面積：200)</p>	<p>公共施設 B 公共施設 C 複合施設 (延床面積：350)</p> <p>廃止</p>	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する
転用事業	<p>公共施設 D</p>	<p>公共施設 E</p>	既存の公共施設を改修し、 <u>他の施設として利用する</u>

図 4-2 再編計画の概念図

② 利活用の推進

本市が保有している低・未利用の公共建築物及び公的不動産について、民間企業等の利活用についてニーズ調査を実施し、譲渡や貸付け等の利活用を推進します。

利活用を促すための仕組みについては、公平性を確保した上で検討するとともに、低・未利用の公的不動産の譲渡や貸付け等による収益については、公共施設等の維持管理の財源に充当していきます。

	事業実施前	事業実施後	説明
利活用事業	<p>公共施設 (延床面積：1,000)</p>	<p>利活用後施設 (延床面積：1,000)</p>	低・未利用の公共施設を売却や貸付け等により、 <u>民間施設等として利活用する</u>

図 4-3 利活用の概念図

③ 民間施設活用の推進

市民に必要な機能を維持しながら、民間施設等の活用を推進します。

	事業実施前	事業実施後	説明
民間施設等活用事業	<p>機能 公共施設</p> <p>機能 民間施設等</p>	<p>機能代替</p> <p>機能 民間施設等</p> <p>廃止</p>	公共施設を廃止し、民間施設等を活用することで、公共施設等において提供している行政サービスから民間サービスへの代替を推進する。

図 4-4 民間施設活用の概念図

3 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、本市施策の最上位計画であり、将来都市像を実現するための指針である「小山市総合計画」と連動することが重要です。

計画の推進については、公共施設等総合管理推進プロジェクトを中心として、計画の進捗状況や達成度等について検討・協議し、的確に管理を行います。

計画の見直しについては、本市のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合等、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、各施設の長寿命化に向け、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法である「PDCA サイクル」の確立に努めます。

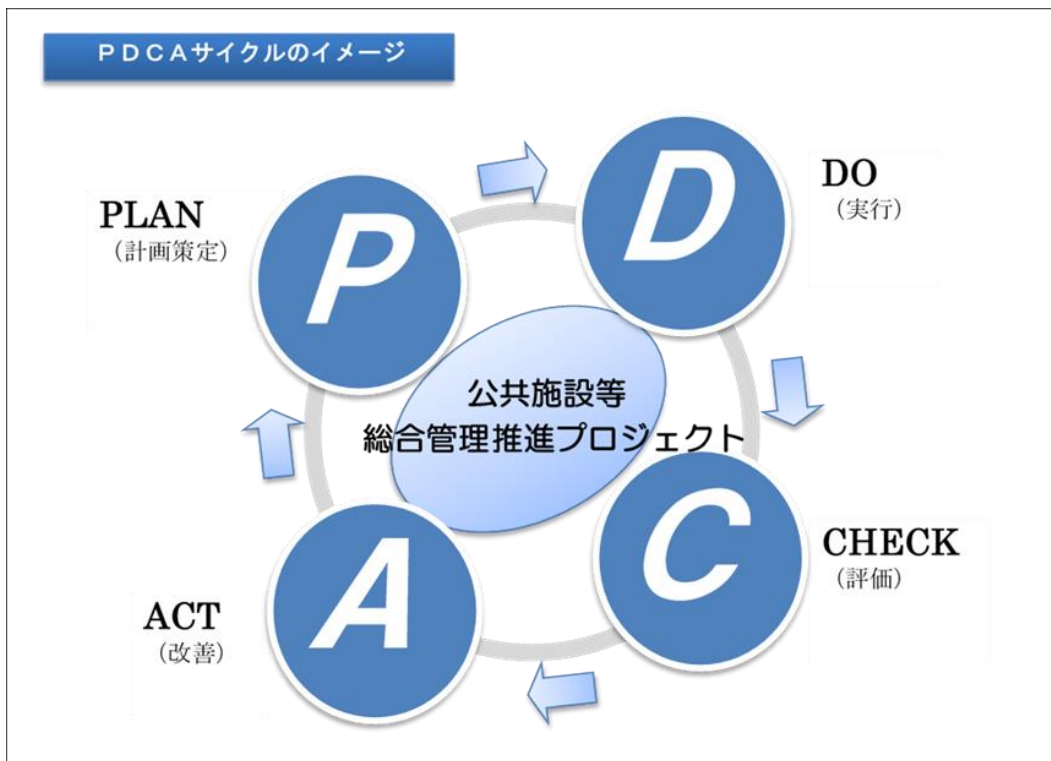


図 4-5 PDCAサイクルによるマネジメント・イメージ

用語解説

か行

改修

劣化した建築物等の初期の水準を超えて改善し、性能・機能の充実を図ること。

解体

建物を取壊すこと。

公共建築物

庁舎や学校等、公用又は公共用に供する施設のこと。

公共施設等

本計画では公共建築物とインフラ施設の総称。

公共施設マネジメント

安全・安心で持続的に公共施設等を維持・更新するための全庁的・総合的な取り組みのこと。

更新

老朽化に伴い機能が低下した公共施設等を同程度の機能に再整備することや、機能が低下した部材等を新しいものへ取り替えること。

更新費用

公共施設等の維持更新経費を簡便に推計するために総務省から頒布された「公共施設等更新費用試算ソフト」において「更新費用」という言葉が用いられていたことから、本計画では、将来の修繕、改修や更新(建替え)に係る費用を総称して「更新費用」という言葉で表す。

コンセッション

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

さ行

再生可能エネルギー

持続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油等の化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・共有されるので地球環境への負荷が少ない。代表的なものとして太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマス等がある。

事業用資産・インフラ資産

事業資産及びインフラ資産の区分は『「統一的な基準による地方公会計マニュアル」、別表 8 事業用資産とインフラ資産の区分表』によるものとする。

事後保全

建築物に不具合・故障が生じた後に、性能・機能を所定の状態に回復させるため、修繕や更新を実施すること。

試算ソフト

総務省の「指針」に示された公共施設等更新費用試算ソフトのこと。試算ソフトの算出基準に準じて、改修・更新費用等を算出する。

施設関連経費

本計画では、公共施設等の改修や建設事業に要する経費(普通建設事業費・建設改良費)から、人件費・補助金・負担金を除いたものとする。

修繕

劣化した部位・部材又は機器を初期の水準まで回復させ、性能・機能の充実を図ること。

集約

類似又は同じ機能を1つの施設に集める整備を行うこと。

譲渡

無償譲渡すること。

た行

耐震基準（旧・新）

建築基準法で定義される耐震基準は、昭和56(1981)年6月1日の改正を境として、旧耐震基準と新耐震基準に大別される。旧耐震基準は中規模程度の地震(震度5強程度)を想定している。新耐震基準(現行の耐震基準)は大規模の地震(震度6強から7程度)でも人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標とする基準。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭等の化石燃料から脱却し太陽光等、再生可能エネルギーの利用を進める等、社会全体を低炭素化する努力を続けた結果もたらされる持続可能な社会のこと。

長寿命化

公共施設等を計画的に修繕や改修をすることにより、施設の性能や機能を維持し、施設の寿命を延ばすこと。

統廃合

施設の機能を集約し、不用な施設を廃止すること。

特定建築物

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの」「火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」「その敷地が県耐震改修

促進計画に記載された道路又は市耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律第十四条)のこと。

は行

売却

有償譲渡すること。

廃止

施設の機能を廃止すること。

ピクトグラム

文字や言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。

複合化

複数の用途・機能を1つの施設として整備すること。

平準化

自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化すること。本計画では、今後の施設関連経費を毎年一定の額以内に均すことで施設整備計画を立てやすくするもの。

防災上重要な建築物

庁舎等、消防・病院等、学校・体育館等、水質浄化施設等、高齢者福祉施設等、市民会館・図書館等、市営住宅等、消防分団・倉庫等(小山市建築物耐震改修促進計画(三期計画))のこと。

や行

予防保全

建築物に不具合・故障が生じる前に、計画的に修繕や改修を実施し、性能・機能を所定の状態に維持すること。

ら行

ライフサイクルコスト(LCC)

建築物の設計・建設費等の初期投資や、施設運営及び維持管理の費用(ランニングコスト)、さらには解体の費用といった、施設の生涯にわたり要する総費用のこと。

ランニングコスト

施設の運営や維持管理に要する費用のこと。

英語

BOT

Build Operate Transfer の略。民間事業者が自ら資金調達を行い施設を建設し、維持管理及び運営を行い、事業終了後に公共側にその施設所有権を移転する方式。

BTO

Build Transfer Operate の略。民間事業者が施設を建設した後、公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が施設の維持管理及び運営を行う方式。

PFI

Private Finance Initiative の略。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行うことで効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

小山市公共施設等総合管理計画

平成 28(2016)年 3 月 策定

令和 4(2022)年 3 月 改訂

発行 小山市

編集 小山市 総務部 行政改革課

〒323-8686 栃木県小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号

電話：0285-23-1111(代表)